

令和3年度

水管理・国土保全局関係
予算概要

令和3年1月

国土交通省 水管理・国土保全局

目次

○ 令和3年度予算の概要	・・・	1
○ 水管理・国土保全局関係予算の項目毎の内容	・・・	5
1. 激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進	・・・	5
(1)ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進		
(2)近年の自然災害からの復旧・復興		
2. 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全(老朽化対策)	・・・	16
3. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出	・・・	17
4. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上	・・・	18
5. 行政経費	・・・	20
6. 独立行政法人水資源機構	・・・	21
○ 参考	・・・	22

令和3年度予算の概要

基本方針

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、**「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる全員で水災害対策を推進**する。

- ・ ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進
- ・ 近年の自然災害からの復旧・復興
- ・ 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全(老朽化対策)
- ・ 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出
- ・ 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

予算の内訳

○ 一般会計予算

単位：億円

事 項	令和3年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備考
一般公共事業費	9,204	8,961	1.03	1. 前年度には、臨時・特別の措置を含まない。 2. <>書は、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。 3. 本表には、個別補助化に伴う増分226億円を含む。 4. 本表以外に、省全体で社会資本総合整備14,851億円がある。
治山治水	8,517	8,414	1.01	
治水	8,367	8,266	1.01	
海岸	150	148	1.01	
住宅都市環境整備	251	251	1.00	
都市水環境整備	251	251	1.00	
下水道	437	297	1.47	
災害復旧関係費	<519> 502	<514> 455	<1.01> 1.10	
行政経費	10	10	0.98	
合 計	9,716	9,426	1.03	

○ 東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和3年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備考
復 旧	74	564	0.13	1. 本表以外に、省全体で社会資本総合整備77億円がある。
復 興	0	13	皆減	
合 計	74	577	0.13	

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

主要項目

○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 **8,768億円**

うち 河川関係 7,313億円、砂防関係 1,305億円、
海岸関係 150億円

・下水道事業関係費 **437億円**

・災害復旧関係費 **502億円**
<519億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む

・行政経費 **10億円**

合計 9,716億円

○ 東日本大震災復興特別会計予算

(復興庁所管)

・復旧・復興関係費 **74億円**
(うち、復旧74億円、復興0億円)

主要課題

1. 激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進 **5,695億円**

(1)ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 3,976億円
(2)近年の自然災害からの復旧・復興 1,719億円

2. 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全(老朽化対策) **2,194億円**

3. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出 **90億円**

4. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上 **52億円**

(注)この他に工事諸費等がある。

【参考:令和2年度第3次補正予算(水管理・国土保全局関係)の概要】

一般公共事業費 4,060億円、災害復旧関係費4,184億円

・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 4,205億円

・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、
3次元モデル等を活用したインフラの整備、管理などデジタル化の推進 86億円

・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策 392億円

・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等 3,560億円

※上記以外に、省全体で社会資本総合整備5,403億円がある。

1. (1)ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進

- 利水ダム等による事前放流の更なる推進 [予算・税制・法律] ……P. 8
- 流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化 [予算・税制・法律] ……P. 9
- 都市浸水対策の強化(下水道施設の耐水化等) [予算・法律] ……P. 10
- 気候変動等を踏まえた海岸保全対策の推進 [予算] ……P. 11
- 居住の誘導等のまちづくりと一体となった砂防関係施設等の整備 [予算] ……P. 12
- 水災害リスク情報空白域の解消 [法律] ……P. 13

1. (2)近年の自然災害からの復旧・復興

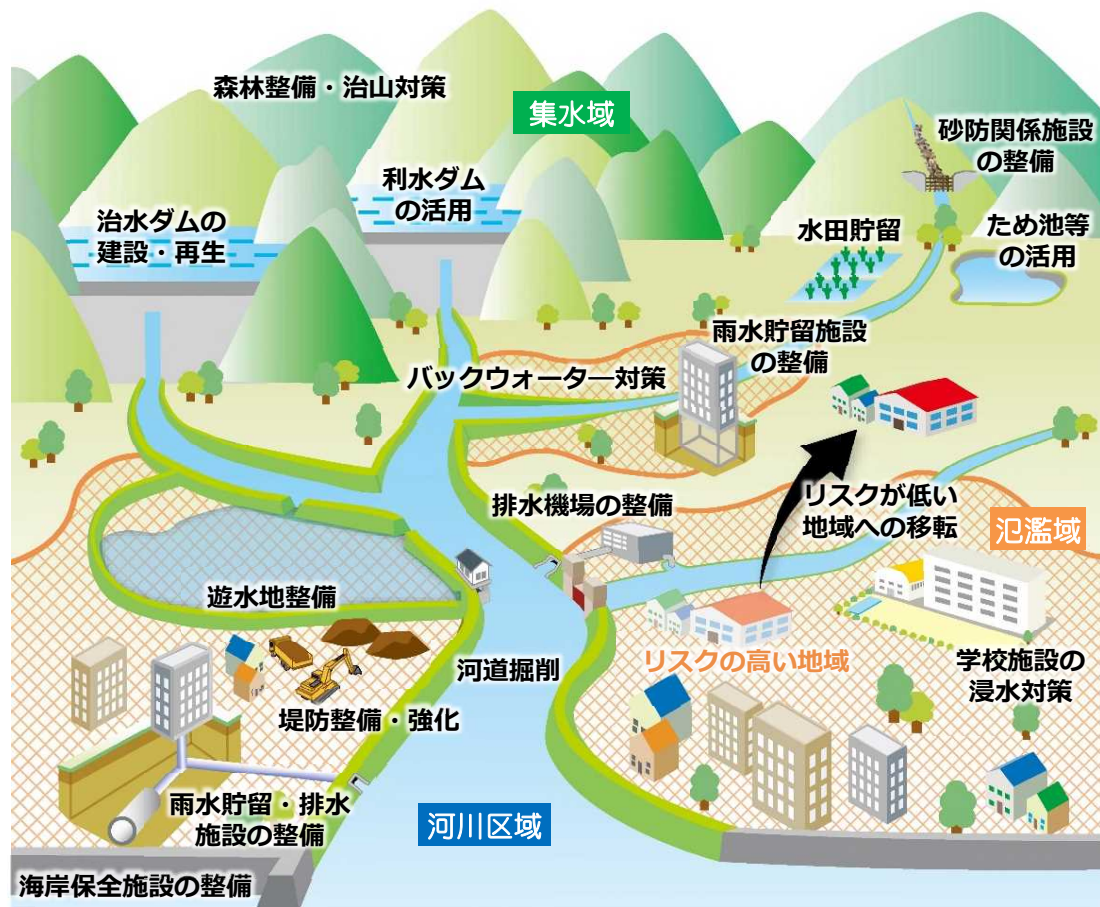
- 被災自治体に対する支援の充実 [予算・法律] ……P. 15

4. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

- 公衆衛生の強化のための下水道施設の耐震化等の推進 [予算] ……P. 19

(1)ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進

- 気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化に対応するため、抜本的な治水対策として、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、ハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進。
- 河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、水田、校庭、民間施設、国有地等の機能連携を進めるなど、府省庁・官民が連携したあらゆる対策の充実を図る。



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川堤防や遊水地等の整備
- ・治水ダムの建設・再生
- ・雨水貯留浸透・排水施設の整備
- ・砂防関係施設の整備
- ・海岸保全施設の整備
- ・治水ダム等の事前放流
- ・治水ダムの事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
- ・水田の貯留機能の向上
- ・森林整備、治山対策
- ・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備 など

■被害対象を減少させるための対策

- ・高台まちづくりの推進（線的・面的につながつた高台・建物群の創出）
- ・リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 など

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップやマイタイムライン等の策定
- ・要配慮者利用施設（医療機関、社会福祉施設等）の浸水対策
- ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
- ・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持 など



あらゆる関係者が協働して、「流域治水プロジェクト」を策定し、実行

「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

流域の関係者が一体となって事前防災対策に取り組むための協議会を設置するとともに、対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」を策定し、各対策を推進。 P.7

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

洪水氾濫対策

- ・堤防整備、ダム建設・再生等の加速化
- ・「粘り強い堤防」を目指した堤防強化

内水氾濫対策

- ・都市浸水対策の強化
(下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等) P.10
[予算・法律]

土砂災害対策

- ・砂防関係施設の整備

高潮・津波対策

- ・気候変動等を踏まえた海岸保全対策の推進 P.11
[予算]

流水の貯留機能の拡大

- ・利水ダム等による事前放流の更なる推進 P.8
(協議会の創設等) [予算・税制・法律]

流域の雨水貯留機能の向上

- ・流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化 P.9
(貯留機能保全区域の創設、雨水貯留浸透施設整備の支援)
[予算・税制・法律]
- ・水田の貯留機能の向上
- ・森林整備、治山対策
- ・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・未活用の国有地を活用した遊水地、雨水貯留浸透施設等の整備

■ 被害対象を減少させるための対策

水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫

- ・リスクが高い区域における立地抑制
(浸水被害防止区域の創設等) [法律]
- ・危険なエリアから安全なエリアへの移転促進[都市局所管]
(防災集団移転促進事業の拡充) [予算・法律]
- ・高台まちづくりの推進
(線的・面的につながった高台・建物群の創出)
- ・居住の誘導等のまちづくりと一体となった砂防関係施設等の整備 [予算] P.12

まちづくりでの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実

- ・開発の規制や居住の誘導に有効な多段階な浸水リスク情報の充実

浸水範囲の限定・氾濫水の制御

- ・二線堤の整備や自然堤防の保全

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地の水災害リスク情報の充実

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消 [法律] P.13

あらゆる機会を活用した水災害リスク情報の提供

- ・土地等の購入に当たっての水災害リスク情報の提供

避難体制等の強化

- ・洪水・高潮予測の高度化
- ・ハザードマップやマイ・タイムライン等の策定
- ・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持
- ・要配慮者利用施設の浸水対策
(医療機関、社会福祉施設等)

経済被害の軽減

- ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策

関係者と連携した

早期復旧・復興の体制強化

- ・被災自治体に対する支援の充実 P.15
(権限代行の対象を拡大し、準用河川、災害で堆積した土砂の撤去を追加) [予算・法律]

新規
事項

利水ダム等における事前放流の更なる推進

- 令和2年の出水期から新たな運用を開始している事前放流の取組みを一級水系に加えて全国の二級水系にも展開することとしており、都道府県が事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置を講じる。
- 更に効率的・効果的に事前放流を実施できるよう、放流管の増設など、利水ダムの施設改良等を推進するため、河川管理者が利水ダムの施設改良等を主体的に行う制度を創設する。加えて、利水ダムを管理する民間事業者等が事前放流のために放流施設を整備した場合の固定資産税の特例措置を創設する。
- また、利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進するために、河川管理者、利水者等で構成する法定協議会を創設する。【流域治水関連法案】

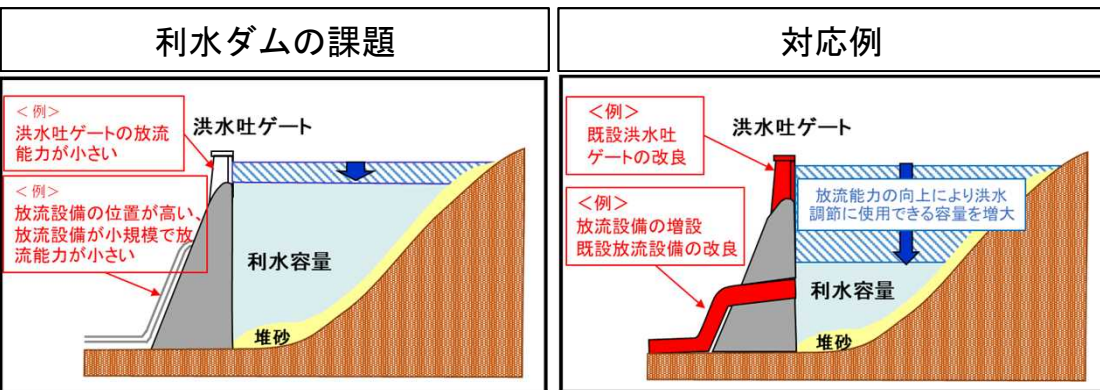
損失補填(特別交付税措置)

- 事前放流に伴う損失補填制度の拡充
 - ・二級水系の管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、特別交付税措置(措置率0.8)を講じる(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)。

利水ダムの改造(河川管理者による整備)

- 河川管理者による利水ダムの新たな施設整備制度の創設
 - ・放流管の増設など、利水ダムの施設改良等を行うことで大きな洪水調節効果が期待できる場合に、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度を創設(原則、利水ダム管理者の費用負担なし)。

	河川管理者	ダムの管理者の区分	支援内容と国の負担
一級水系	国土交通省	直轄・水資源機構が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填(国10/10)
		利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填(国10/10)
	国土交通省 (指定区間の管理を都道府県が実施)	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填(国10/10)
		都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し) →特別交付税(0.8)【拡充】
二級水系	都道府県	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し) →特別交付税(0.8)【拡充】
	都道府県	都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し) →特別交付税(0.8)【拡充】



利水ダムの改造(税制の特例措置)

- 固定資産税を非課税とする特例措置の創設
 - ・事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係わる部分の固定資産税を恒久的に非課税とする特例措置を創設。

新規
事項

流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化

流域の関係者による流域治水を推進するため、国、都道府県、市町村等からなる法定協議会を創設するとともに、様々な主体が流域水害対策計画に基づき実施する雨水貯留浸透対策を強化する。【流域治水関連法案】

■流域治水の計画・体制の強化

- 流域水害対策計画を策定する河川を現行法の都市部から地方部の河川にも拡大。
- 国、都道府県、市町村等の関係者からなる協議会を法定化するとともに、地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策を強化。

■流域における雨水貯留機能の強化

貯留機能保全区域を創設し、土地が有する保水・遊水機能を保全。

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

■雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制支援制度

下線: 新規制度(令和3年度拡充)

[実施主体]	河川管理者・下水道管理者	左記以外の地方公共団体	民間企業等
	1/2 [防災・安全交付金等] (下水道)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川・下水道) ^{※1}
[補助率等]	「特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域」 または 「下水道法に基づく浸水被害対策区域」		
	1/2 [防災・安全交付金等] (河川)	<u>1/2 [個別補助事業]</u> (河川 ^{※2})	<u>1/2 [個別補助事業]</u> (河川 ^{※2} ・下水道 ^{※3}) <u>固定資産税の減免[特例措置]</u> (河川・下水道) <u>固定資産税について、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/6~1/2)に軽減</u>

※1: 間接補助。但し地方公共団体が助成する額の1/2 等
 ※2: 都道府県等管理河川において、当該区間を管理する都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る。
 ※3: 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が事業費の一部を負担する事業に限る。

新規
事項

都市浸水対策の強化 -下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等-

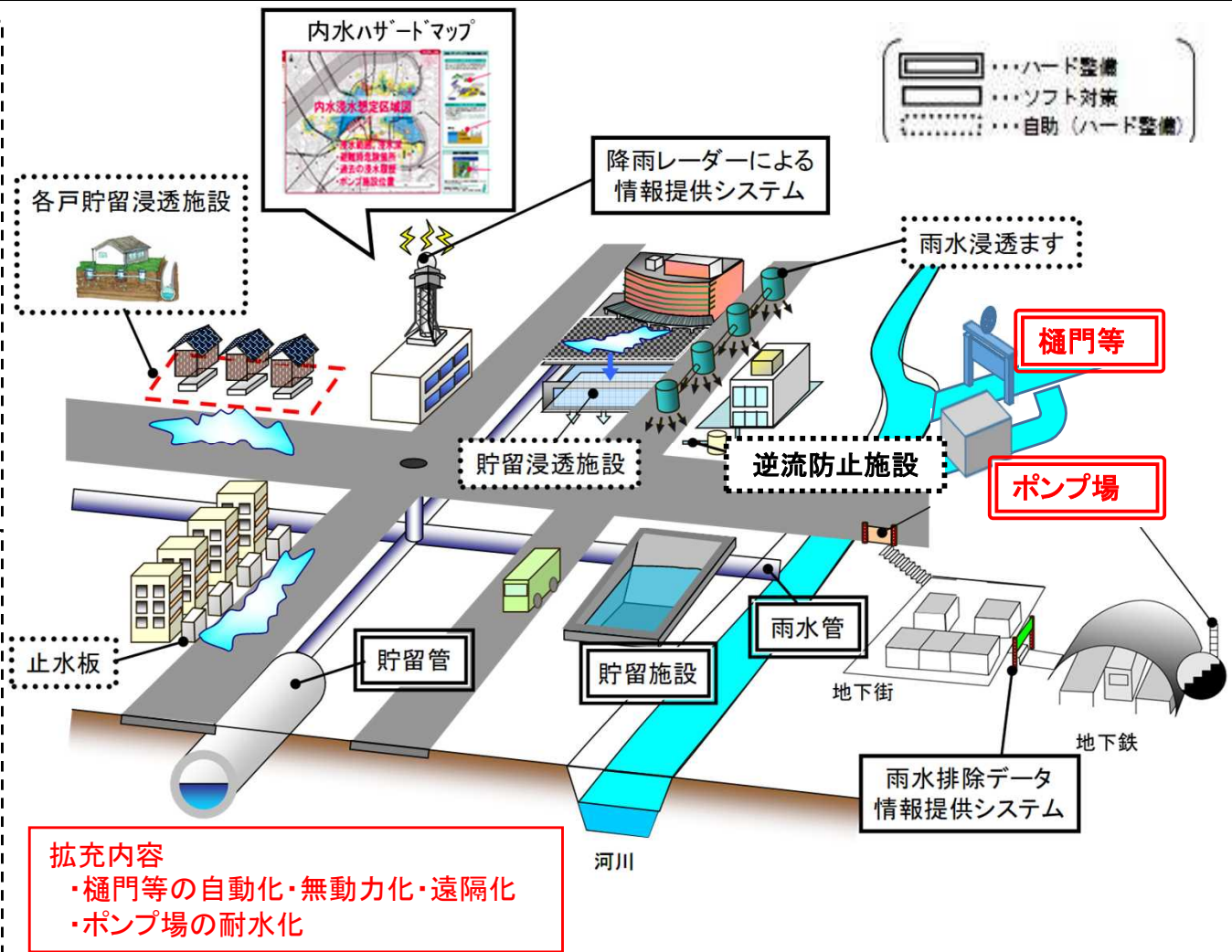
- 都市浸水対策の推進のため、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化やポンプ場の耐水化について下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等を行う。
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止する。【流域治水関連法案】
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速する。【流域治水関連法案】

【背景・課題】

- 下水道浸水被害軽減総合事業において、都市機能が集積している地区等における一定規模以上の貯留・排水施設の整備を推進しているところ。
- 都市浸水対策の推進のため、雨水管等の整備の加速化、省人化等による施設の適切な管理や耐水化が求められている。

【拡充の内容】

- 下水道浸水被害軽減総合事業について、貯留・排水施設の規模によらず、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化、ポンプ場の耐水化を交付対象に追加する。
- 雨水管の交付対象要件の見直し(口径等の要件緩和)により、支援対象を追加する拡充等を行う。



下水道浸水被害軽減総合事業の拡充イメージ

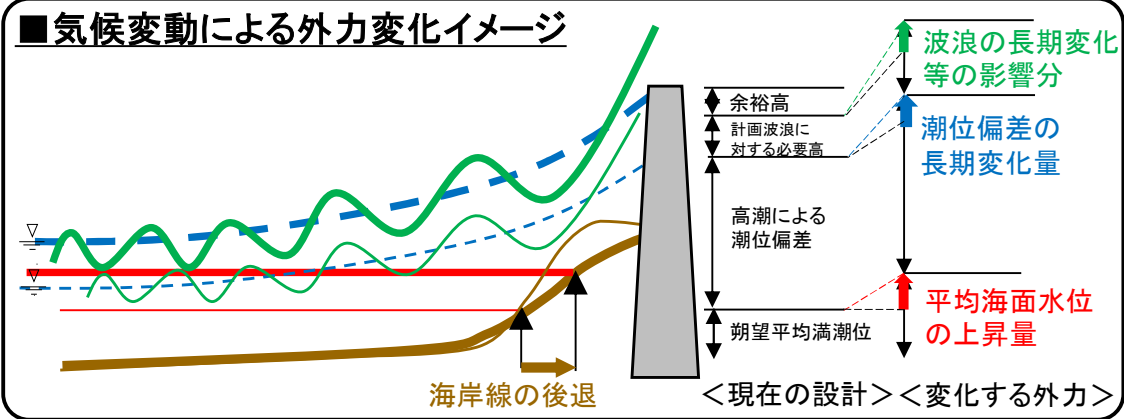
新規
事項

気候変動等を踏まえた海岸保全対策の推進

海岸分野において、防災・安全交付金に関する拡充や個別補助制度の創設等を通じて、切迫する地震・津波等に必要な対策を充実させる。

【気候変動を踏まえた海岸保全対策推進のための制度拡充】

気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直し等に必要となる検討経費を防災・安全交付金の対象に追加する拡充を行う。



【海岸保全施設(沖合施設)の長寿命化対策の促進・高度化のための制度創設】

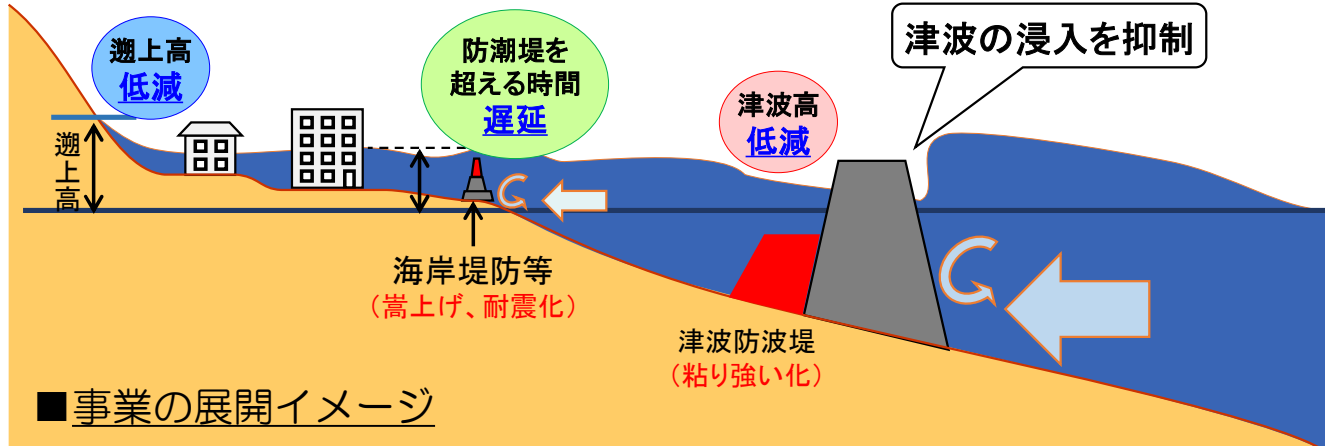
令和2年6月に改訂された「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、離岸堤等の沖合施設に係る長寿命化計画の見直しに必要な経費について、防災・安全交付金の対象として支援する制度を創設する。



突堤の被覆ブロックの散乱事例

【津波対策緊急事業の創設】

大規模地震の発生リスクが高く、津波到達までの時間が短い一定の海岸地域について、海岸堤防の嵩上げ等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的・集中的に支援するため、個別補助事業制度を創設する。



■事業の展開イメージ

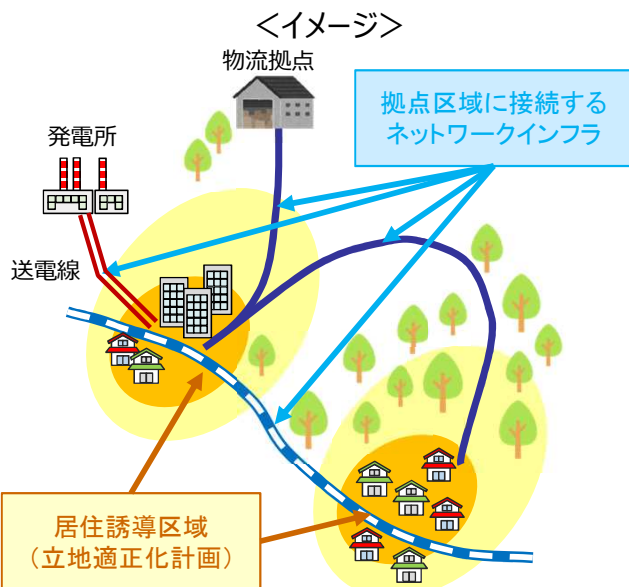
新規
事項

居住の誘導等のまちづくりと一体となった砂防関係施設等の整備

- 近年激甚化・頻発化する土砂災害により、地域の社会生活や経済活動を支える公共インフラに甚大な被害が発生し、その後の復旧・復興、地域の生活再建が長期化するといった事態が生じているところ。
- また、土砂災害による人的被害発生の一因として、地域住民の土砂災害リスクに対する認識不足が指摘されているところ。
- 以上を踏まえ、住居や地域の基礎的インフラ等の集約化にかかる取組や、自助・共助など地域の取組と連携した土砂災害対策を推進するという観点から、以下2つの制度を創設・拡充する。

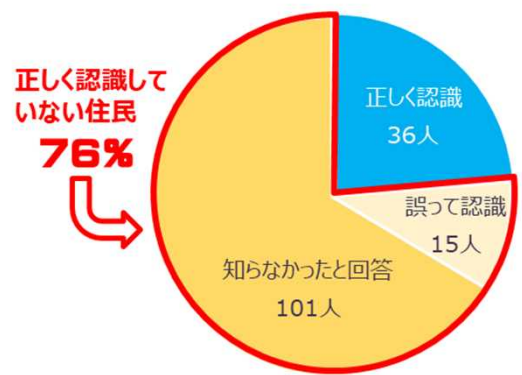
まちづくり連携砂防等事業の創設

- 住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域(立地適正化計画における居住誘導区域(指定予定を含む))及びこれら地域に接続するネットワークインフラを保全する砂防関係事業を計画的・集中的に進めるため、個別補助事業制度として「まちづくり連携砂防等事業」を創設



土砂災害リスク情報整備事業の追加

- 土砂災害に関するリスク情報をより分かりやすく伝達し、住民の実効性のある避難行動に資するため、土砂災害警戒区域等を明示した看板の設置等の取組を防災・安全交付金の支援対象に追加
- 看板等の設置にあたっては、ハザードマップを作成する市町村や危機管理部局などとも連携、内容の充実を図る



平成30年7月豪雨に伴う土砂災害の被災者152人に対する調査結果

土砂災害リスクの理解・認識が不十分

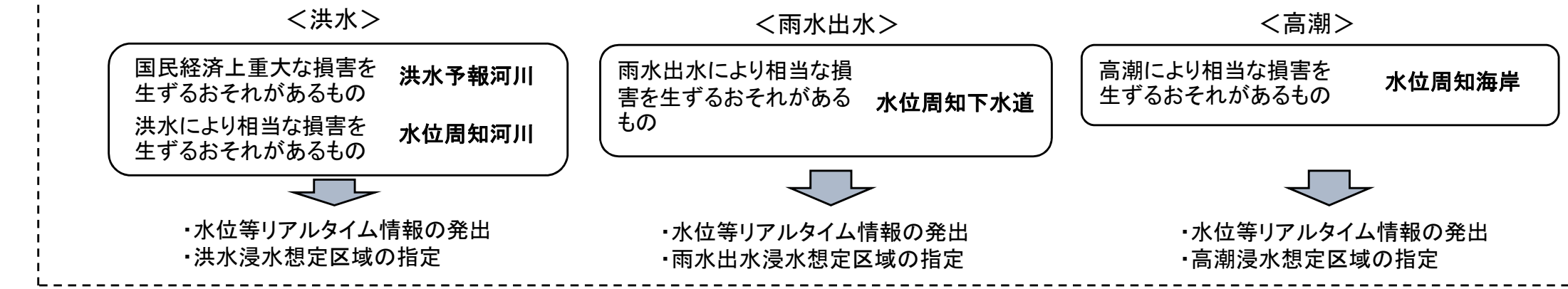
<取組事例>



新規事項 **土地の水災害リスク情報空白域の解消**

これまでの水防法において浸水想定区域を指定することとなっていない河川、下水道、海岸においても洪水、内水、高潮によって浸水が想定される範囲や浸水深等の情報整備を促進する。

これまでの法的位置づけ



指定状況等

	河川	下水道	海岸
現在の指定状況	約2,000河川 (洪水予報河川、水位周知河川)	2団体 (広島市、福岡市)	8沿岸 (東京湾、大阪湾、讃岐阿波、紀伊水道西、海部灘、玄界灘、豊前豊後、有明海) ※うち、6沿岸は一部の指定
上記のほか、 「水災害時に浸水が想定される区域図の作成※」が想定されるもの (一部は水位周知の実施も想定)	約15,000河川 (指定河川以外の1級河川及び2級河川のうち、住家等の防護対象のある河川)	約1,000団体 (雨水事業を実施している団体)	69沿岸 (指定沿岸以外の、全沿岸)

※水災害時に浸水が想定される区域図の作成

- ・河川については、洪水予報河川や水位周知河川の指定の有無によらず、(簡易な浸水範囲等の解析手法も活用した) 想定最大規模による洪水浸水想定区域を指定。【流域治水関連法案】
- ・下水道や海岸についても、水位周知下水道や水位周知海岸の指定の有無によらず、想定最大規模による内水・高潮浸水想定区域を指定。【流域治水関連法案】

(2) 近年の自然災害からの復旧・復興

激甚な水害・土砂災害が発生し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施する。

ろっかくがわ うしづがわ たけおし おぎし
六角川水系六角川・牛津川(佐賀県武雄市・小城市等)

令和元年8月の豪雨では、牛津川等からの越水、支川や水路からの氾濫等により、武雄市・小城市等において甚大な被害が発生(約6,900ha、約2,900戸)



概ね5年間(令和6年度まで)を目標に、六角川・牛津川等の築堤、河道掘削、遊水地整備、排水ポンプ増強等を実施
同規模の洪水が起きた時の越水を防ぐ



あぶくまがわ まるもり
阿武隈川水系(宮城県丸森町)

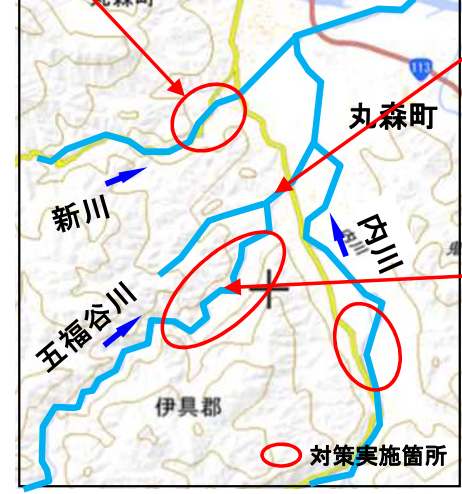
令和元年東日本台風の猛烈な雨により、阿武隈川水系内川流域では多数の崩壊が発生し、比較的勾配の緩い区間において、大量の土砂・流木が氾濫する土砂・洪水氾濫が発生



緊急かつ集中的・重点的に砂防堰堤等の整備を実施し、下流の人家等の安全性の向上を図る。



土砂・洪水氾濫状況



山腹崩壊発生状況

被災自治体に対する支援の充実

気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化していること等を踏まえ、再度災害防止を図るとともに、被災した自治体の迅速な復旧・復興に資するための取組を推進する。

下水道の改良復旧事業の創設

下水道施設の被災による社会的影響が顕著となっていることを踏まえ、災害復旧事業のみでは十分に再度災害を防止することができない場合に、未被災箇所を含む一連の施設の機能向上を図る改良復旧事業（災害関連事業）を創設する。

【内容：(例) 雨水排水施設の能力増強】

内水浸水により雨水ポンプ場の機能停止等が生じた場合、災害復旧事業に合わせて、地域の排水能力を向上させるために、雨水ポンプ場、雨水管渠等を新たに設置することによって、再度災害防止を図る。

- 災害復旧事業
- 改良復旧事業
(災害関連事業)



災害復旧事業査定設計委託費補助の拡充

大規模災害時において、市町村の災害復旧事業の測量・設計等を迅速に実施し、早期の復旧を図るため、近年の災害実績を踏まえ、市町村における査定設計委託費補助の補助対象限度額を引き上げる。

査定設計委託費補助：特に被害が激甚な災害の査定設計に要する経費を補助【補助率：1/2】

査定設計委託費補助の対象

測量

調査

試験
(土質等)

設計

権限代行制度の充実

国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、準用河川、災害で堆積した土砂の撤去を追加【流域治水関連法案】

2. 防災インフラの管理の効率化・高度化と予防保全(老朽化対策)

2,194億円

- 令和2年度までに各施設の長寿命化計画が概ね策定される見込みであり、本格的に予防保全への転換を図る必要。
- 今後、加速度的に老朽化が進行する施設への対応にあたっては、各施設の長寿命化を図るとともに、基幹的な防災施設については、耐用年数を迎える前に更新を実施し、施設機能を確実に確保する等、施設の重要性に応じた対策を実施する。
- 併せて、新技術の導入や施設の統廃合による効率化・高度化により、将来の維持管理費の縮減のため投資的取組を実施する。
- また、国土保全上極めて重要な沖ノ鳥島の恒久的な保全のため、護岸等の施設の戦略的な維持管理を推進する。

施設の老朽化例



長寿命化計画の策定状況(R2.3時点)

分野	対象施設	計画策定率
河川・ダム	主要な河川構造物 (単位: 施設数)	97%
	ダム (単位: 施設数)	98%
砂防	砂防設備 (砂防堰堤・床固工等) (単位: 事業主体数)	100%
	地すべり防止施設 (単位: 事業主体数)	
	急傾斜地崩壊防止施設 (単位: 事業主体数)	
海岸*	堤防・護岸・胸壁等 (単位: 地区海岸数)	90%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設 (単位: 事業者数)	100%

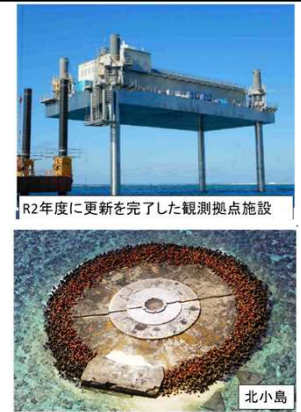
※ 国土交通省所管海岸のみ対象 (一部事務組合、港務局を含む)

沖ノ鳥島の戦略的維持管理

統廃合(完全廃止)の例



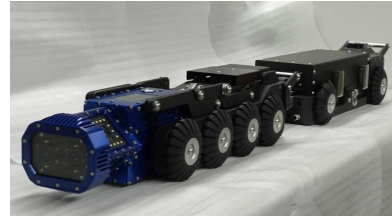
集約化等により利用度の低い陸間を完全に廃止



新技術を活用した点検の高度化・効率化



ドローンを活用して砂防施設の点検を実施



下水道管路の欠陥を画像認識技術により自動検出するロボット

3. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出(グリーンインフラの取組の推進)

90億円

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくグリーンインフラの概念を取り入れつつ、流域治水や海岸保全を推進。

かわまちづくり等による魅力ある水辺空間の創出

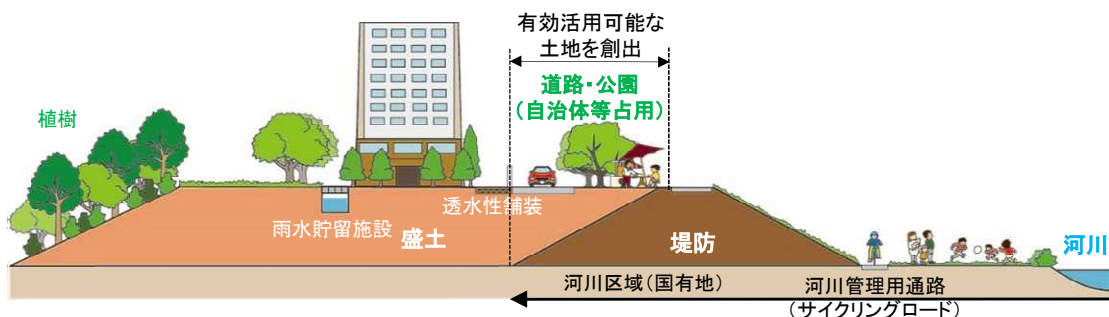
地域活性化に貢献する「まちと水辺が融合した良好な空間形成(かわまちづくり)」を推進。

たまがわせいせき
多摩川聖蹟桜ヶ丘地区(東京都)

※イメージ



街づくりと一体的に整備する河川空間



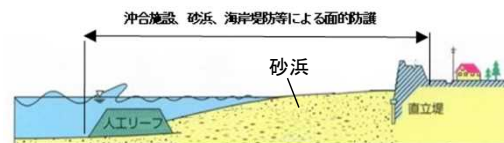
河川を基軸とした生態系ネットワークの形成

豊かで多様な自然環境の保全・再生を行うとともに、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワークを形成し、地域活性化・観光振興にも貢献。



砂浜を活かした海岸保全

砂浜は消波などの機能をもつだけでなく、貴重な自然環境や景観を有し、観光資源の場としても重要。「予測を重視した順応的な砂浜管理」の推進により、砂浜の安定的な維持が図られ、砂浜を活用した地域活性化に寄与。



直轄事業で侵食対策として整備した、石川海岸(松任工区)の砂浜を海岸保全施設として指定。

4. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

52億円

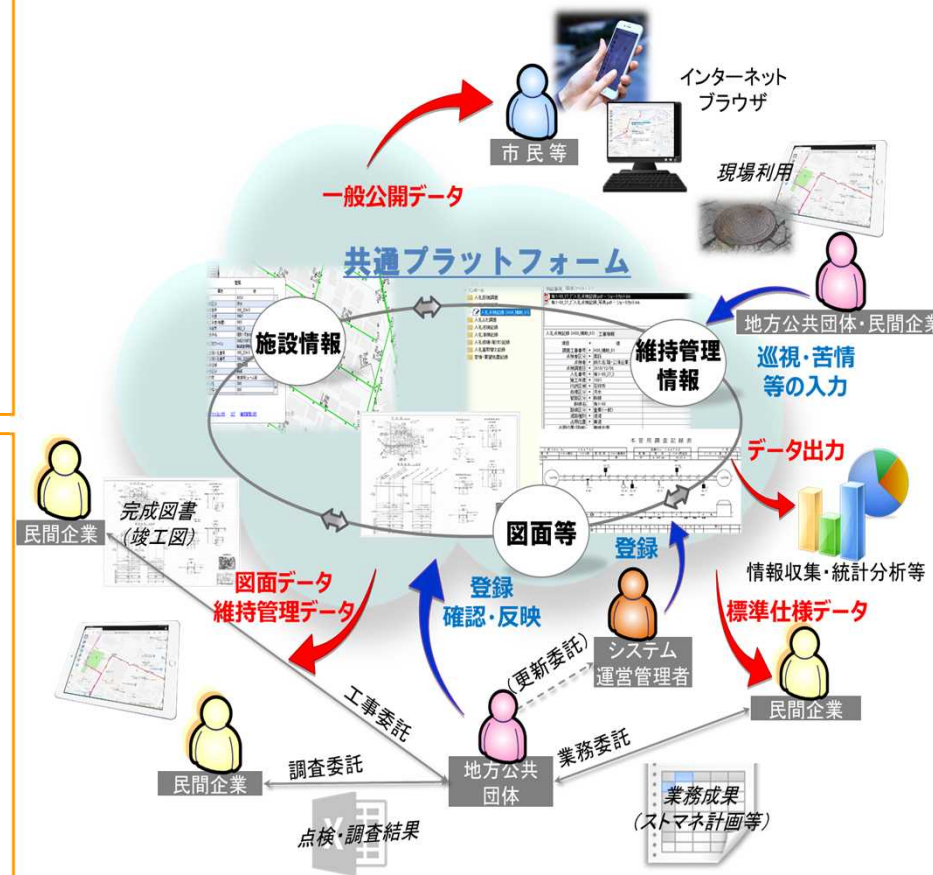
公衆衛生上の下水道の役割がますます高まる中で、人口減少、施設の老朽化などの課題に対応し、下水道事業の持続性を向上させるため、デジタル化、グリーン社会の実現に向けた対応、広域化・収支構造の適正化を推進する。

課題

- 人口減少に伴い執行体制が脆弱化する中で、今後、耐用年数を超過する下水道ストックが増大。
- 中小都市を中心に、予防保全に必要な施設情報や維持管理情報の電子化、データベース化が遅れている。
- バイオマスとして未利用の下水汚泥の有効活用促進が求められている。
- 汚水処理の広域化・共同化や、収支構造の適正化による下水道事業の持続性向上が急務。

内容

- デジタル化の推進
 - ・高度な施設管理を図るため、ICT・AI等を活用した運転操作技術や仕様の異なる下水道施設の広域管理システムの開発等を行うとともに、共通プラットフォームによる台帳電子化やデータの活用を促進する。
 - ・汚水処理施設のデジタル化等の計画策定等への支援を拡充。
- グリーン社会の実現に向けた対応の推進
 - ・下水汚泥のエネルギー化施設の整備等により省エネ・再エネ利用を推進。
- 広域化・収支構造の適正化の推進
 - ・全都道府県における下水道の広域化・共同化計画の作成を推進。
 - ・中長期収支見通しの作成・公表、官民連携手法の導入の推進等により、収支改善を加速化。



下水道マネジメントシステムのイメージ
(標準仕様に基づく台帳電子化やデータの活用)

新規
事項

公衆衛生の強化のための下水道施設の耐震化等の推進

公衆衛生の強化のため、感染症拠点病院等に係る管渠等の耐震化を防災・安全交付金の支援対象に追加する拡充を行う。

【背景・課題】

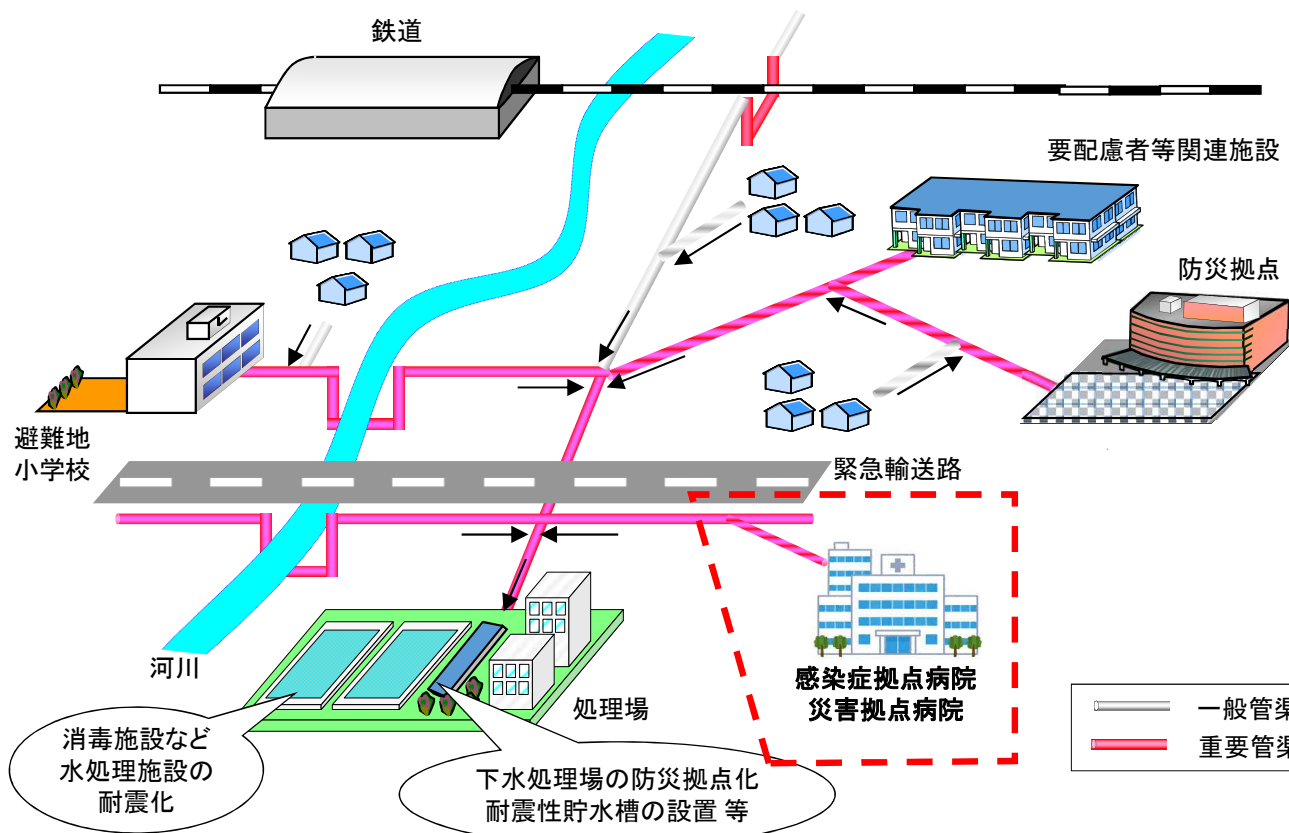
- 下水道総合地震対策事業において、避難地や防災拠点、緊急輸送路等に係る管渠等の耐震化を推進しているところ。
- 南海トラフ巨大地震等大規模地震の発生リスクが高まり、感染症との複合災害も懸念される中で、公衆衛生の強化のため、下水道施設の地震対策を早急に進める必要がある。



【内容】

- 下水道総合地震対策事業について、感染症拠点病院等に係る管渠等の耐震化を交付対象に追加する。

下水道総合地震対策事業の拡充イメージ



拡充内容

・感染症拠点病院、災害拠点病院に係る管渠等

5. 行政経費

10億円

- 水害・土砂災害等から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策や国土強靱化に資する取組等を推進する。
- 気候変動等の影響により災害が激甚化・頻発化していること等を踏まえて、被災した地方公共団体の迅速な復旧・復興に資するための取組を推進する。

例) TEC-FORCE[※]の体制強化のための民間人材の育成・確保

※TEC-FORCE (T^{echnical} E^{mergency} C^{ontrol} F^{ORCE}): 緊急災害対策派遣隊

【背景・課題】

- ・南海トラフ地震等の大規模自然災害に対し、所管施設の点検・応急対応を進めつつ被災自治体を支援するには、TEC-FORCEの現有勢力を増強する必要がある。
- ・地方公共団体の土木系職員が少ないことに加え、自治体単位では災害を経験する機会は少なく、市町村では災害対応能力の弱体化が懸念される。

【取組内容】

- ・民間人材がTEC-FORCEの活動支援に必要な技術等を習得できるよう、人材育成プログラムを企画立案・実施するとともに、習得した人材を登録・管理するシステムを構築・運営する。

- ・民間の人材に対し、TEC-FORCEの活動支援に必要な技術や知識を習得できる人材育成プログラムを企画立案・実施。



人材育成プログラムに基づく研修・訓練(イメージ)

例) 災害復旧時の被災市町村に対する技術支援に関する調査・検討

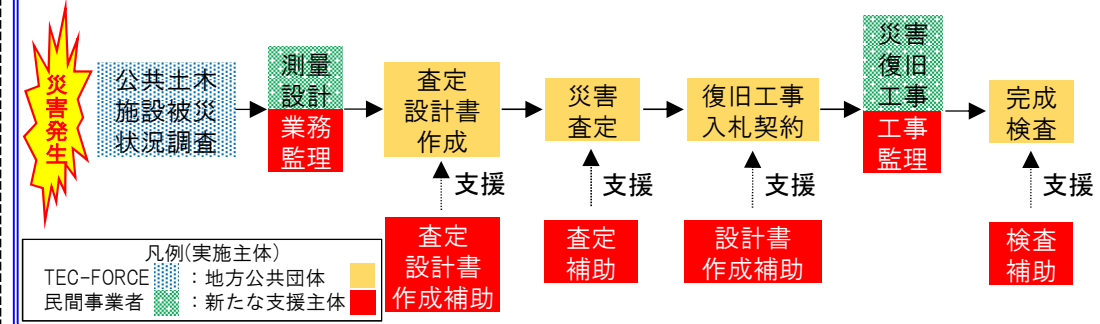
【背景・課題】

- ・地方公共団体、特に小規模な市町村では土木系職員が減少しており、災害復旧事業に関する実務経験や技術力の継承が困難となっている。
- ・このため、大規模災害で被災した市町村において災害復旧実務をマネジメントする技術者の派遣ニーズが高まっている。

【取組内容】

- ・被災した市町村が迅速かつ的確に災害復旧事業を実施できるよう、災害復旧実務に精通した人材や組織が支援主体となる被災市町村への支援体制を構築する。

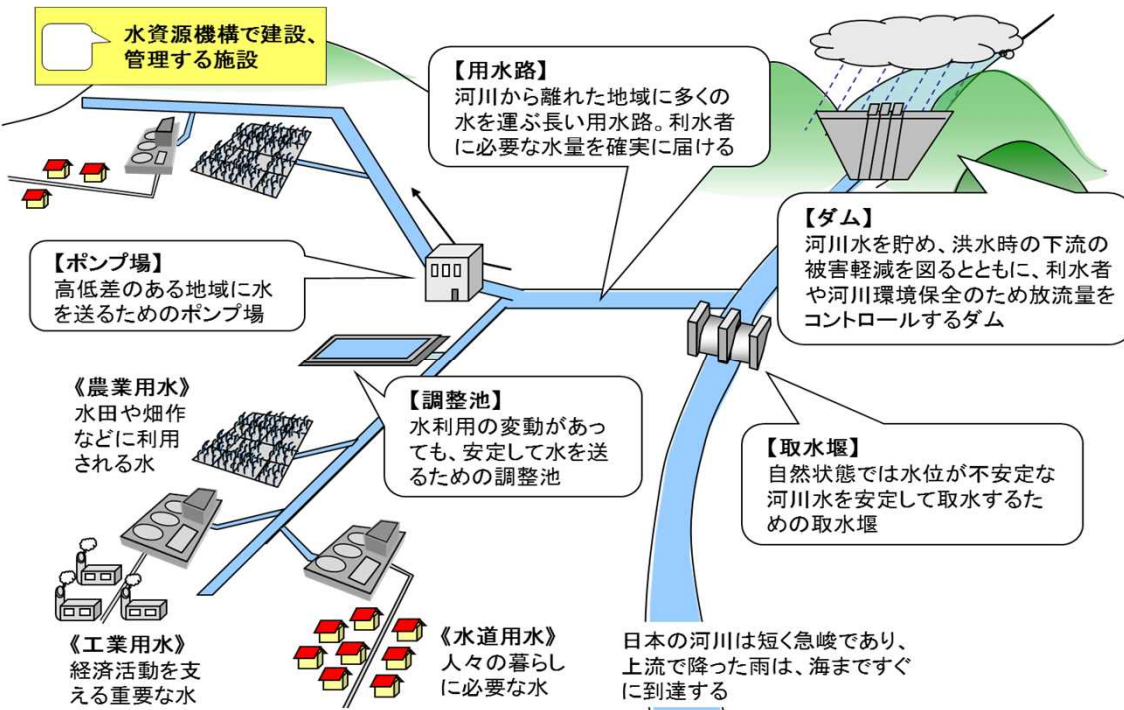
- ・被災した市町村への支援事例を収集し、効果や課題などを検討。地域の実情を踏まえ、災害復旧実務に精通した人材や組織による支援体制を構築。



- 被災地方公共団体での災害応急対応及び災害復旧事業の円滑な実施が可能となり、被災地の早急な復旧・復興が実現可能となるとともに、多様な主体での実務経験や技術力の継承が進み、我が国全体の災害対応力の底上げが実現される。

6. 独立行政法人水資源機構

独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系(利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川)において、ダム、用水路等の建設及び管理等を行っている。これら建設事業及び管理業務に対し、国は交付金、補助金を交付するとともに、建設事業に対し財政投融資による資金供給を行う。



水資源機構の業務

(国土交通省所管事業のほか、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管事業(※)を実施)

○令和3年度独立行政法人水資源機構予算総括表

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	前年度	対前年度倍率
建設事業及び管理業務	46,153	47,702	0.97

国土交通省所管事業のほか、左記3省所管事業(※)の予算を含む。

○令和3年度独立行政法人水資源機構財政投融資計画総括表

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	前年度	対前年度倍率
建設事業	1,000	3,000	0.33

上記のほか、財投機関債50億円(前年度50億円)がある。

参考

- 令和2年度の災害発生状況 ……P. 23
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 ……P. 24
- 大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応のための体制の強化 ……P. 28
- 緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長〔総務省による措置〕 ……P. 29
- 気候変動を踏まえた水災害対策の方向性 ……P. 30
- 高台まちづくりの推進（線的・面的につながった高台・建物群の創出） ……P. 32
- 水分野に関する本邦技術の海外展開の推進 ……P. 33
- 効果事例等 ……P. 34
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況・効果事例
 - ・ 利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化
 - ・ 令和2年7月豪雨における利水ダムの事前放流の効果事例
 - ・ 事前防災対策が後手に回ることによる社会経済等への損失
 - ・ 令和元年水害統計調査の被害額（暫定値）
- 政府方針、予算の推移等 ……P. 42
 - ・ 政府の方針での位置づけ
 - ・ 令和3年度 水管理・国土保全局関係予算総括表
 - ・ 公共事業関係費（政府全体）の推移
 - ・ 水管理・国土保全局関係予算の推移

【参考】令和2年度の災害発生状況

- 7月3日から7月31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で大雨となった。同期間の総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部、東海、及び東北の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を超えた。
- 死者84名、行方不明者2名、住家の全半壊等9,625棟、住家浸水6,701棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。*1
- 国が管理する7水系10河川、県が管理する58水系193河川で決壊等による氾濫が発生。
(国が管理する1河川2箇所、県が管理する3河川3箇所で堤防が決壊)*2
- 土砂災害発生件数954件(土石流等:164件、地すべり:80件、がけ崩れ:710件)*2
- 高速道路等16路線25区間、直轄国道10路線29区間、都道府県等管理道路725区間で被災が発生。*2
- 鉄道の13事業者20路線で土砂流入等の被害が発生。うち、JR九州久大線・肥薩線及びくま川鉄道では橋梁が流失。(4件)

*1消防庁「令和2年7月豪雨による被害及び消防機関等の対応状況(第54報)」(令和2年12月3日)
*2国土交通省「令和2年7月豪雨災害による被害状況等について(第52報)」(令和2年12月3日)



筑後川水系筑後川
(福岡県日田市)



牧の地地区地すべり
(長崎県佐世保市小川内町)



江の川水系江の川
(島根県江津市)



最上川水系最上川
(山形県大石田町)



球磨川水系球磨川
(熊本県人吉市)



県道小鶴原女木線 深水橋
橋梁流失(熊本県八代市)



くま川鉄道 球磨川第4橋梁
橋梁流失(熊本県球磨郡相良村-錦町)



国道41号 道路崩壊
(岐阜県下呂市)

➤ 球磨川の抜本的な治水対策については、国、県及び流域市町村からなる「球磨川流域治水協議会」において、令和2年度内に取りまとめることとしている。この取りまとめを受け「新たな流水型のダム」について検討する。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

国土強靱化の取組を加速化・深化するため、水管理・国土保全局では所管分野を対象に、令和3年度から令和7年度までの5か年で重点的・集中的に対策を講ずる。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策

■流域治水対策(河川・砂防・海岸・下水道)

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方にに基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化。

堤防整備



ダム建設・ダム再生



砂防関係施設整備



■下水道施設の地震対策

大規模地震の発生リスクが高まる中で、公衆衛生の強化等のため、下水道管路や下水処理場等の耐震化を実施。

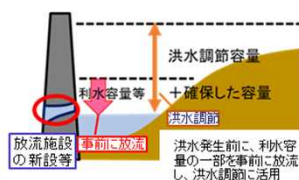


処理場の耐震化(躯体補強)

大規模地下貯留施設



既存ダムの治水活用



事前放流のイメージ

ハード・ソフト一体となった対策を推進

海岸保全施設整備



3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

■河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策

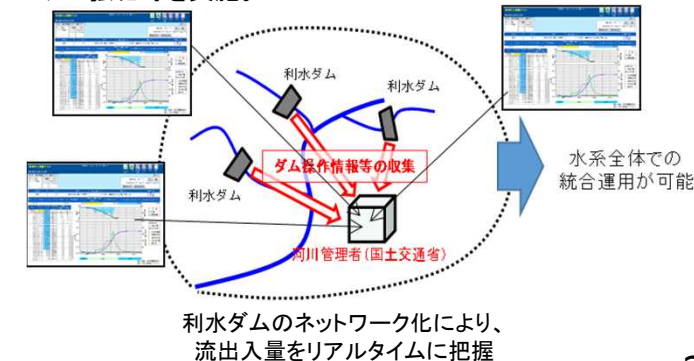
適切な施設維持管理や施設操作の高度化のため、排水機場等の遠隔化や、3次元データ等のデジタル技術を活用した維持管理・施工の効率化・省力化を図る。



遠隔監視・操作化により、緊急時においても排水作業が可能(排水機場の遠隔化イメージ)

■河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策

住民の避難行動等を支援するため、降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダムの諸量データの集約化やダムや河川等とのネットワーク化を図るとともに、水害リスク情報の充実や分かりやすい情報発信、迅速な被災状況把握等を行うためのシステム強化等を実施。



利水ダムのネットワーク化により、流入量をリアルタイムに把握

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

■河川・ダム・砂防・海岸・下水道施設の老朽化・長寿命化等対策

早期に対策が必要な施設の修繕・更新を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を図る。

対策前



老朽化したポンプ設備の修繕・更新により、災害のリスクを軽減

対策後



対策前



常時流水の影響による摩耗の進行

対策後



高耐久性材料を活用した改築

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標(1/3)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靱化の取組を加速化・深化させるため、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

	対策名	対策の内容	中長期の目標	本対策による 達成年次の前倒し
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	流域治水対策 (河川)	気候変動による影響を踏まえた、河川における <u>河道掘削、堤防整備、堤防強化、耐震対策、ダム・遊水地の整備等</u> を実施する。	関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、 <u>戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応</u> する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。	令和32年度頃 → 令和27年度頃
	流域治水対策 (下水道)	浸水被害の防止・軽減のための雨水排水施設など <u>下水道による都市浸水対策</u> を実施する。	雨水排水施設等の整備により、 <u>近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減</u> する。	令和24年度 → 令和22年度
	流域治水対策 (砂防)	地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラを 保全する <u>土砂災害対策</u> を実施する。	<u>地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策</u> を完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図る。	令和32年度 → 令和27年度
	流域治水対策 (海岸)	気候変動による海面水位の上昇等が懸念される 中、巨大地震による津波や東京湾をはじめとする ゼロメートル地帯の高潮等に対し沿岸域における 安全性向上を図る <u>津波・高潮対策</u> を実施する。	<u>災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策</u> の実施により、沿岸域の安全・安心を確保する。	令和32年度 → 令和22年度
	下水道施設の 地震対策	下水道管路の耐震化や下水処理場等における 躯体補強など <u>下水道施設の耐震化</u> を実施する。	耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の 重要施設に係る下水道管路や下水処理場 等において、 <u>感染症の蔓延を防ぐために下水の 溢水リスクを低減</u> する。	令和32年度 → 令和22年度

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標(2/3)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靱化の取組を加速化・深化させるため、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

	対策名	対策の内容	中長期の目標	本対策による 達成年次の前倒し
2 予防保全型インフラメンテナンスへの 転換に向けた老朽化 対策	河川管理施設の 老朽化対策	老朽化した河川管理施設の 修繕・更新 を実施する。	予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。	本対策により、推進可能となる。
	河川管理施設の 高度化・効率化対策	河川管理施設の 無動力化・遠隔操作化 を実施する。	老朽化した小規模な樋門等の無動力化を完了する。	本対策により、推進可能となる。
	ダム管理施設の 老朽化対策	老朽化したダム管理施設の 修繕・更新 を実施する。	老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。	本対策により、推進可能となる。
	ダム管理施設の 堆砂対策	洪水調節容量内に 堆積した土砂等の撤去 を実施する。	洪水調節容量内に堆積した土砂等の撤去によりダムの貯水能力を向上させ、ダム下流の河川氾濫による被害を減少させる。 また、堆砂対策の実施によりダムへの土砂流入を低減することで、ダム下流の河川氾濫による被害を減少させる。	本対策により、推進可能となる。
	砂防関係施設の 長寿命化対策	長寿命化計画に基づき砂防関係施設の 修繕・改築等 を実施する。	健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待される機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。	本対策により、推進可能となる。
	海岸保全施設の 老朽化対策	事後保全段階の海岸堤防等において、海岸保全施設の機能の回復を図り、 修繕・更新 を実施する。	事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、沿岸域の安全性を持続的に確保する。	本対策により、推進可能となる。
	下水道施設の 老朽化対策	下水道管路の 改築・修繕 を実施する。	老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止する。	令和8年度 → 令和7年度

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標(3/3)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靱化の取組を加速化・深化させるため、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

	対策名	対策の内容	中長期の目標	本対策による 達成年次の前倒し
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策	<u>排水機場等の遠隔化</u> や、3次元データ等のデジタル技術を活用した <u>維持管理・施工の効率化・省力化</u> を図る。	<u>排水機場、水門、樋門・樋管</u> (無動力化の対象を除く)約3,000施設(うち排水機場は400施設)の <u>遠隔操作化を完了</u> する。	本対策により、推進可能となる。
	河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策	降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダム of 諸量データの集約化・ <u>ネットワーク化</u> を図るとともに、川の防災情報等による <u>リアルタイム情報の充実</u> 等を実施する。また、災害時の迅速な被災状況把握及び災害対応の強化のための <u>情報共有システム</u> の強化等を行う。	1級水系および2級水系の利水ダムについて、 <u>河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進める</u> ことにより、水系におけるより <u>効果的な事前放流の実施</u> や <u>ダムの貯水位に応じた避難行動の的確な準備を可能とする</u> 。また、これまで把握されていなかった <u>その他河川における災害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保</u> する。	本対策により、推進可能となる。

【参考】大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応のための体制の強化

<TEC-FORCE※による災害対応>

※TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE) : 緊急災害対策派遣隊

- 大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動。
- TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。
- 南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、令和2年4月には隊員数を約1万4千人に増強(創設当初約2,500人)。ドローン等のICT技術の活用や、排水ポンプ車等の資機材の増強など、体制・機能を拡充・強化。

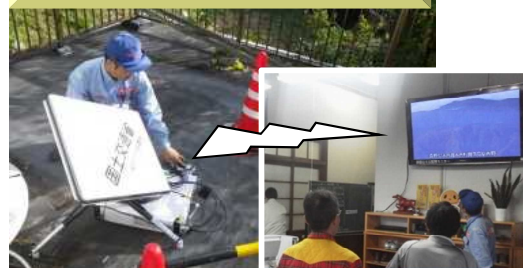
TEC-FORCEの活動内容

災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査



【令和元年東日本台風】
(長野県長野市上空)

Ku-SAT※による監視体制確保



【H26.9 御嶽山の噴火】(長野県王滝村)

被災状況の把握



【H29.7 九州北部豪雨】
(福岡県東峰村)

自治体への技術的助言



【R1.8 の前線に伴う大雨】
(佐賀県大町町)

市町村へのリエゾン派遣



【H27.5 口永良部島の火山活動】
(鹿児島県屋久島町)

捜索活動への技術的助言



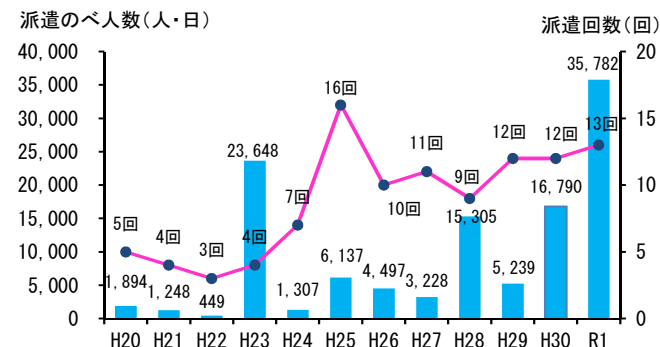
【H28.4 熊本地震】
(熊本県南阿蘇村)

排水ポンプ車による緊急排水



【H30.7月豪雨】
(岡山県倉敷市真備町)

派遣実績



<地方整備局等の体制強化>

地方整備局・北海道開発局の定員について、大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応等のため、134人を増員

【参考】緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

総務省による措置

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について、対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長。
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額。
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする。

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

【地方財政措置】

充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

従前の事業に加え、流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

拡充内容の例

- 国庫補助要件（防災・安全交付金）を満たす以下の河川事業
 - ・ 500m³以上の貯留機能を有する雨水貯留浸透施設の整備
 - ・ 総事業費が4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修
- 雨水公共下水道、都市下水路、公共下水道※に係る下水道事業

※ 管渠を除く雨水氾濫対策に限る

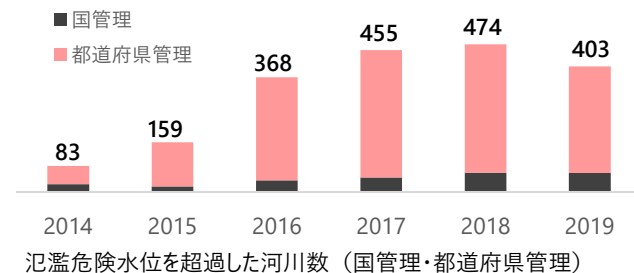
【参考】気候変動のスピードに対応した「水災害対策」が必要

整備を超えるスピードで進行する気候変動に対応するため、気候変動適応型の水災害対策への転換が必要。

課題

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、従来の管理者主体のハード整備だけでは安全度を向上させていくことは容易ではない。
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

氾濫危険水位を超過した河川数は、増加傾向



今世紀末時点での降雨量の変化倍率 (2°C上昇*ケース)

<暫定値>

北海道北部、北海道南部、九州北西部	1.15
その他12地域	1.1

※パリ協定(気候変動に関する国際的枠組み)における将来の気温上昇を2°C以下に抑えるという目標を前提とした場合の算定結果



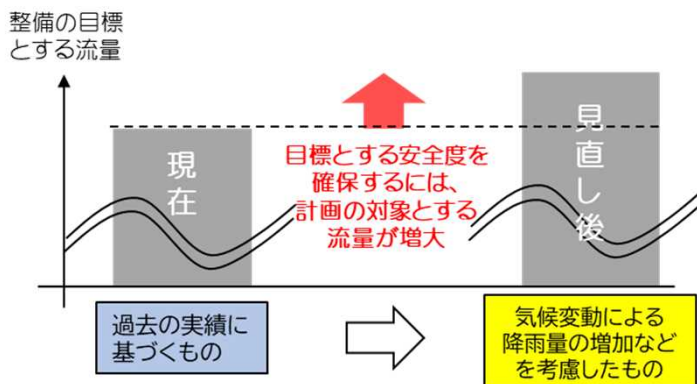
対応1st

- ・「流域治水」の考え方にに基づき、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる全員で水災害対策を推進
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急^に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速

対応2nd

計画や基準等を

「過去の降雨実績や潮位に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮したもの」へ



気候変動による河川の流量増大の反映イメージ

気候変動の影響を受ける現象	施設整備の対象外力等の見直し
大雨の発生頻度や強度の増加	・河川整備の目標流量 ・下水道の計画雨水量 ・砂防計画で扱う土砂量 等
海面水位の上昇	・海岸保全等の目標とする潮位 ・港湾の施設の設計潮位 等
台風等の強大化	
無降水日数の増加	・水資源開発施設(ダム等)が供給できる水量
積雪量の減少 等	

気候変動の影響により見直し対象となる対象外力の例

気候変動による影響を反映した計画や基準に則り、

流域治水をはじめ、ハード・ソフト一体となった抜本的な対策に着手

【参考】気候変動を踏まえたハード・ソフト一体となった水災害対策の方向性

近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ

変化

気候変動の影響
(水災害の激甚化・頻発化)

社会の動向
(人口減少や少子高齢化)

技術革新
(デジタル化・スマート化等)

従来の水災害対策では、安全度の早期向上に限界
⇒ 整備の加速、対策手法の充実

「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成による地域活力の維持
⇒ 水災害に強い安全・安心なまちづくり

5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の著しい進展
⇒ これら技術を避難行動の支援や防災施策へスピーディーに活用

方向性

強靭性

甚大な被害の回避、早期復旧・復興までを見据えた事前の備え

包摂性

あらゆる主体が協力した取組

持続可能性

将来にわたり継続的に取り組み、社会や経済を発展させる

今後の対策

気候変動を踏まえた計画や基準等の見直し

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策「流域治水」の推進
⇒ 「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災対策の加速

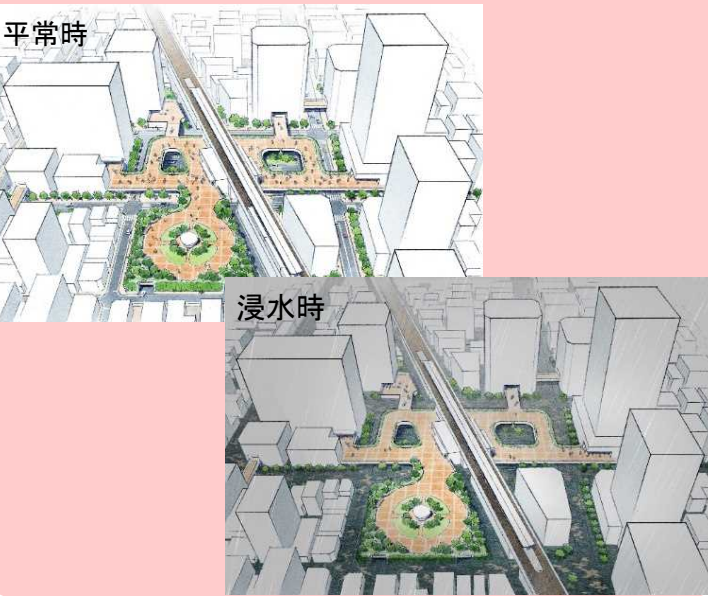
【参考】 高台まちづくりの推進（線的・面的につながった高台・建物群の創出）

- ゼロメートル地帯等には人口・資産が多く集積し、ひとたび大水害が発生すると広範囲で長期間の浸水が想定。
- 早い段階から広域避難を実施する必要があるが、令和元年東日本台風では、移動手段となる公共交通機関の計画運休など、広域避難を実施する際の多くの課題が顕在化。
- 治水施設の整備を加速化するとともに、広域避難の実効性を高める。さらに、早い段階からの避難が出来なかった場合でも、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」を推進する。

《高台まちづくりイメージ》

建築物等（建物群）による高台まちづくり

〔平常時〕 賑わいのある駅前空間
 〔浸水時〕 避難スペース等を有する建築物とペDESTリアンデッキ等をつないだ建物群により命の安全・最低限の避難生活水準を確保



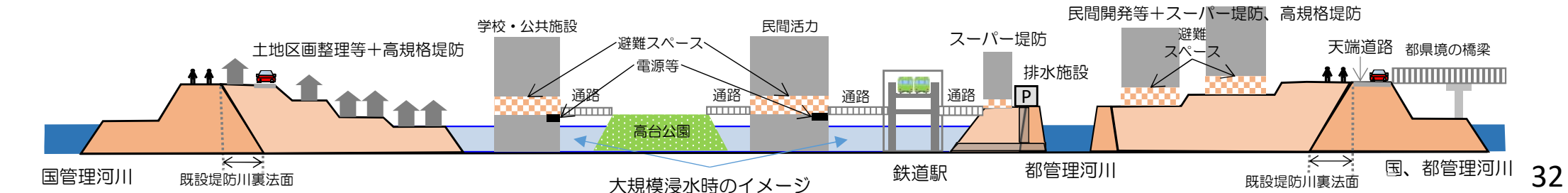
高台公園を中心とした高台まちづくり

〔平常時〕 河川沿いの高台公園
 〔浸水時〕 緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。道路や建築物等を通じて浸水区域外への移動も可能



高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり

〔平常時〕 良好な都市空間・住環境を形成
 〔浸水時〕 緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。浸水しない連続盛土等を通じて浸水区域外への移動も可能



【参考】水分野に関する 本邦技術の海外展開の推進

- 我が国の強みのある技術・ノウハウを活かして、世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことは、我が国の力強い経済成長に繋げる上で重要。
- 海外展開を進めるに当たっては民間企業のみでの対応では限界があり、具体的な案件形成を促進するためには、案件のニーズや段階に応じて、相手国政府への働きかけなど、官民で連携し推進する必要がある。

ダム再生案件の形成

【課題】

- ・東南アジア等において、ダム再生には一定のニーズがあると思われるが、各国のダムが抱えている具体的な課題についての情報が不足しており、案件の形成につなげられていない。

【取組方針】

- ・諸外国の既設ダムの管理者に対してダム管理に関するセミナーの実施や業界団体、関係省庁等が一堂に会する協議会(事務局:(独)水資源機構)等を活用し、課題を把握
- ・課題への対応策として、各国の優先事業としてダム再生の案件を形成。必要に応じて流域マスタープランの策定を提案。



現場でのセミナーにおいて具体的な課題の発掘



協議会の情報に基づいて現地調査を行い相手国政府と調整

ダム再生案件の形成につなげる

例)ダム運用の改善、放流管増設

アジア汚水管理パートナーシップ(AWaP)を活用した下水道案件の獲得

【課題】

- ・下水道について、これまでベトナム等において案件形成に取り組み、我が国企業の受注実績が増加。水環境問題が顕在化しているインドネシア等、今後本格的に下水道事業が展開される国においても同様の取り組みが重要。



国土交通大臣によるAWaP設立提案(2017年12月)

【取組方針】

- ・我が国下水道技術に関する現地実証事業や技術基準の作成等を進めるとともに、AWaP参加国との政府間対話を通じ、これらの技術を活用した課題解決のための新たな案件形成へとつなげ、我が国企業の受注を促進。

国際会議等を通じた我が国の取組の発信

【課題】

- ・水防災、水資源、下水道の分野は、相手国の政策レベルでの高度な意思決定が必要であることから、相手国の意思決定者に対し、戦略的に我が国技術の理解醸成を図ることが重要。



国連HLPF2020サイドイベントにおける赤羽大臣のビデオメッセージ(2020年7月)

ビデオメッセージを通じ、国際社会における「防災の主流化」を主導

【取組方針】

- ・2022年4月に開催予定の第4回アジア・太平洋水サミット(熊本市)を見据え、オンライン方式を含む国際会議やウェブセミナー等において、防災の主流化や水循環政策等の推進のため、我が国の知見・技術を発信し、世界の水問題の解決に向けてリーダーシップを発揮するとともに、各国との関係を強化し、海外展開を図る。

【参考】「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況 (1/2)

- 近年の災害に鑑み、総点検の結果等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施。
- 水管理・国土保全局においては、27項目のハード・ソフト対策を、3年間(2018～2020年度)で集中的に推進。

令和2年度までの予算における「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況

樹木伐採・河道掘削等



堤防強化



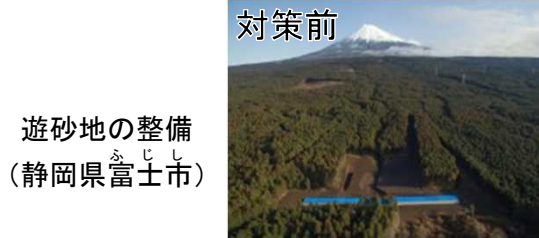
国: 全135河川を完了予定
都道府県等: 全2,208河川を完了予定

3か年の対策箇所数<当初想定>
国: 約140河川、都道府県等: 約2,200河川

国: 全66河川を完了予定
都道府県等: 全50河川を完了予定

3か年の対策箇所数<当初想定>
国: 約70河川、都道府県等: 約50河川

土砂・洪水氾濫対策



土砂災害からのインフラ・ライフライン保全対策

砂防設備の整備
※直下の県道を保全 (富山県南砺市)



砂防 国: 全91箇所を完了予定
都道府県等: 全318箇所を完了予定
河川 都道府県等: 全22河川を完了予定

3か年の対策箇所数<当初想定>
砂防 国: 約90箇所
都道府県等: 約320箇所
河川 都道府県等: 約20河川

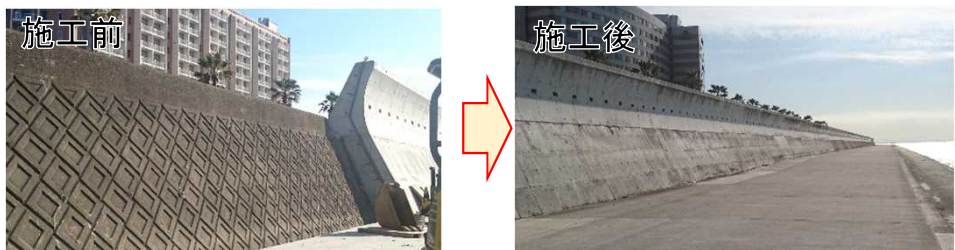
国: 全58箇所を完了予定
都道府県等: 全261箇所を完了予定

3か年の対策箇所数<当初想定>
国: 約60箇所、都道府県等: 約260箇所

※1 代表例を示している。 ※2 箇所数については、令和2年度までの予算に基づく見込みの完了予定箇所数を記載しており、実際の箇所数は今後変わる場合がある。

【参考】「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況（2/2）

高潮対策



堤防のかさ上げ（千葉県浦安海岸）
うらやす

海岸：全133箇所を完了予定
河川：全17河川を完了予定

3か年の対策箇所数<当初想定>
海岸：約130箇所、河川：約20河川

下水道管路の耐震対策



管更生による
管きよの耐震対策
（東京都）

マンホールの浮上防止対策：全244kmを完了予定
管路の耐震化：全603kmを完了予定

3か年の対策箇所数<当初想定> 浮上防止対策：約200km、耐震化：約600km

災害発生時に命を守る情報発信の充実

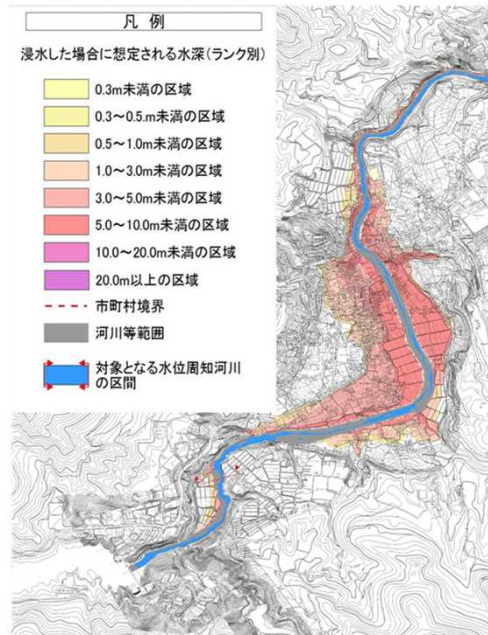
簡易型河川監視カメラ等：全3,913箇所
洪水ハザードマップ：全802市町村
内水ハザードマップ：全16市町村
土砂災害ハザードマップ：全245市町村
高潮・津波ハザードマップ：全50市町村
ダム下流の浸水想定図：全325ダム を完了予定

3か年の対策箇所数<当初想定>
簡易型河川監視カメラ等：約3,900箇所
ハザードマップ 洪水：約800市町村、内水：約20市町村、
土砂災害：約250市町村、高潮・津波：約50市町村、
ダム下流の浸水想定図：約300ダム



簡易型河川監視カメラ

肱川水系肱川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



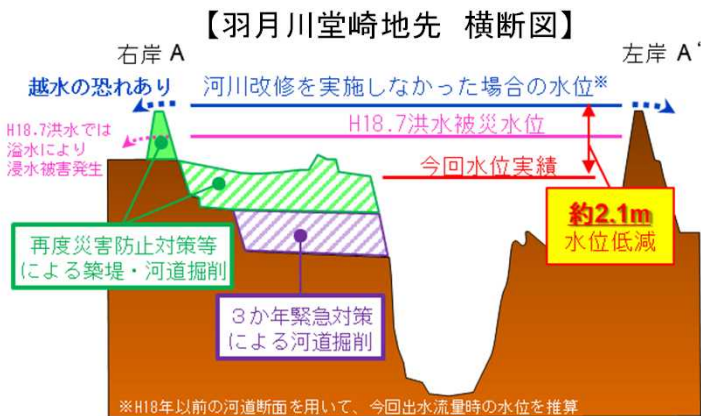
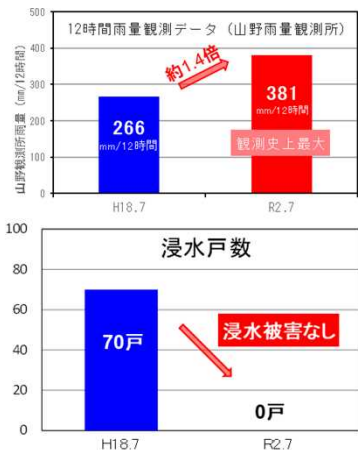
ダム下流における浸水想定図例
(令和元年5月作成 肱川水系)

【参考】「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の効果事例（1／2）

全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）

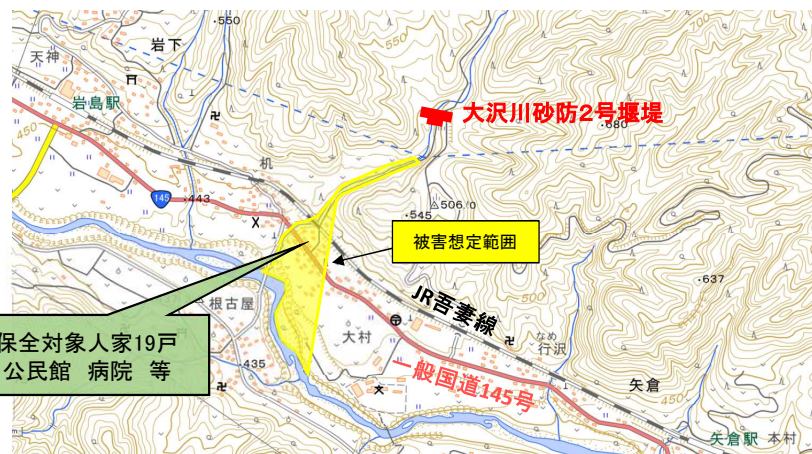
【3か年緊急対策等における継続的な対策による効果事例】

- 川内川水系羽月川沿いでは、平成18年7月洪水により70戸の浸水被害が発生したことから、集中的に再度災害防止対策（堤防整備等）を実施。更に、平成30年度より防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による河道掘削を実施中。
- 令和2年7月豪雨では、山野雨量観測所において平成18年7月洪水を上回る観測史上最大の12時間雨量を観測したが、これまでの整備により、平成18年7月洪水で溢水した堂崎地先で約2.1mの水位を低減させたと推算され、家屋等の浸水被害を防いだ。



全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策

- 群馬県吾妻郡東吾妻町岩下地区では、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、砂防堰堤の整備をすすめ、令和元年9月に完成したところ。
- 令和元年東日本台風による出水では、発生した土石流約1,300m³を捕捉し、下流の人家19戸、公共施設（病院、公民館等）への被害を未然に防止した。



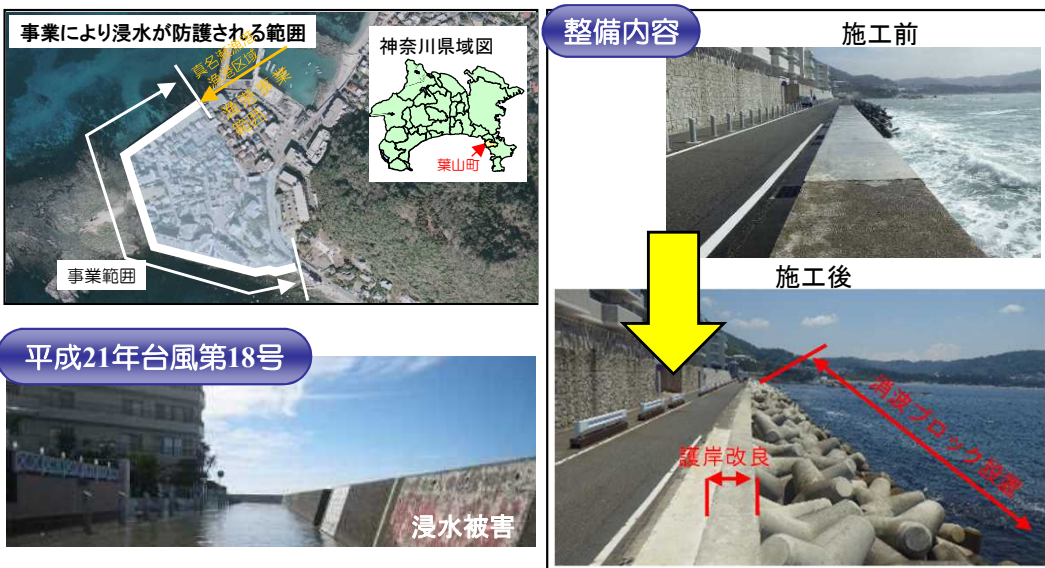
土石流発生前

土石流発生後

【参考】「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の効果事例（2/2）

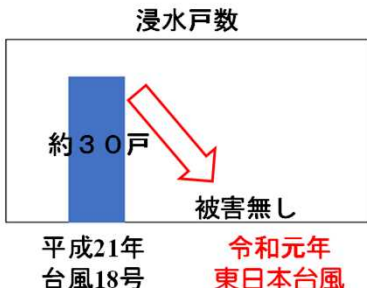
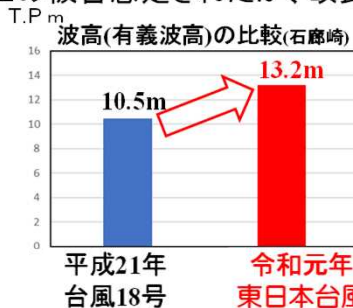
全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策

- ▶ 葉山海岸では、平成21年の台風第18号による高波被害（浸水戸数約30戸等）を踏まえ、護岸改良及び消波ブロック設置等の対策を実施してきており、平成30年度からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、対策を更に加速し、令和元年度に概成したところ。
- ▶ 令和元年東日本台風による出水では、平成21年台風第18号を上回る波高を観測したものの、整備された施設により背後地を防護した。



整備効果

改良事業を行っていなかった場合は、平成21年台風第18号以上の被害想定されたが、改良工事により背後地を防護。



全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策

- ▶ 熊本市では、浸水実績を踏まえ、下水道浸水対策事業を実施しており、平成30年度からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、対策を更に加速し、令和2年3月に坪井川第3排水区雨水調整池工事を完了したところ。
- ▶ 平成9年7月による大雨の出水（時間最大39mm）では浸水被害が発生する状況であったが、令和2年7月豪雨（時間最大54mm）では、貯留効果を発揮し、浸水被害の発生を防止した。

坪井川第3排水区雨水調整池の整備効果

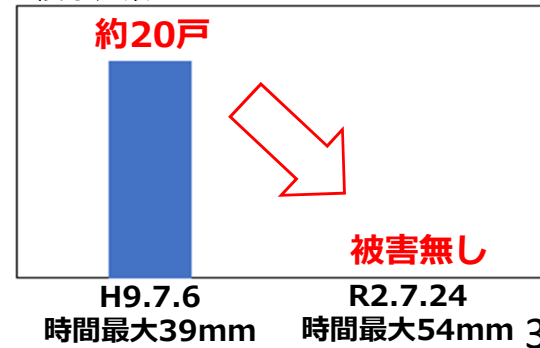


雨水調整池の概要

- 敷地面積：29,000m²
- 貯留容量：52,000m³



浸水戸数



【参考】 利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化

関係省庁により策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針」に基づき、1級水系において抜本的に拡大した事前放流^(※)の取組を全国の2級水系に展開する。

※大雨の時により多くの洪水をダムに貯められるよう、大雨により河川が増水する前に利水ダム等の貯水を予め放流してダムの貯水位を下げしておくこと。

取組経緯

(令和元年)

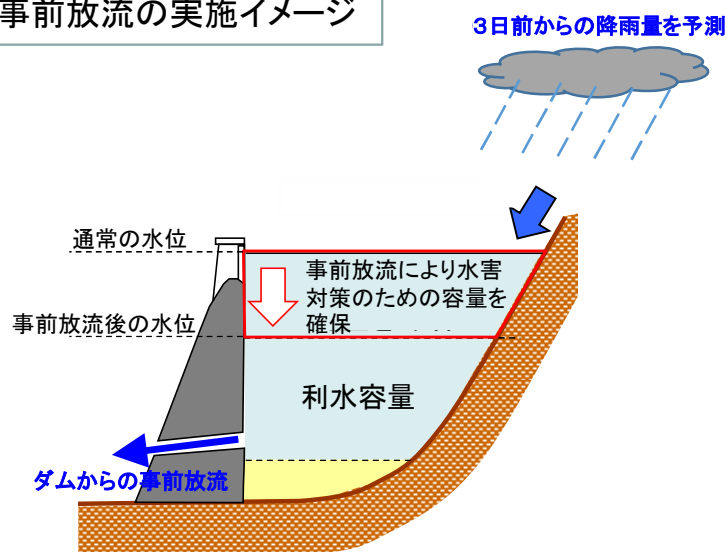
- ・11月26日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議の設置
- ・12月12日 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針の策定

(令和2年)

- ・4月22日 事前放流ガイドラインの策定
 - ・5月末 ダムのある1級水系(99水系)において治水協定に合意
 - ・8月末 ダムのある2級水系のうち、近年に水害が生じた水系や貯水容量が大きなダムがある水系(86水系)において治水協定に合意
- (運用を開始した6月以降、122ダム(1級水系:78ダム、2級水系:44ダム)において事前放流を実施(10月27日時点))

令和2年の出水期から新たな運用(治水協定に基づく事前放流)を開始

利水ダムの事前放流の実施イメージ



○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

(令和元年11月26日設置)

(構成員)

- 議長: 内閣総理大臣補佐官(国土強靱化等)
議長代理: 内閣官房副長官補(内政)
副議長: 水管理・国土保全局長
構成員: 医薬・生活衛生局長(上水道)
農村振興局長(農業用水道)
経済産業政策局長(工業用水道)
資源エネルギー庁長官(水力発電)
気象庁長官
オブザーバ: 内閣府政策統括官(防災担当)

○既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(抜粋)

(令和元年12月12日)

台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する99水系。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

【参考】 利水ダムの事前放流等の効果事例

- 長野県内の木曾川では、牧尾ダム(水資源機構管理)で事前放流を行い、三浦ダム(関西電力管理)等と合わせて8つの利水ダムに約4,200万m³の容量を一時的に確保して、洪水を貯留。
- 桃山水位観測所(長野県上松町)地点において、上流の5ダムでの洪水の貯留により、流量を2割(約500m³/s)ほど減らす効果があったと推定。

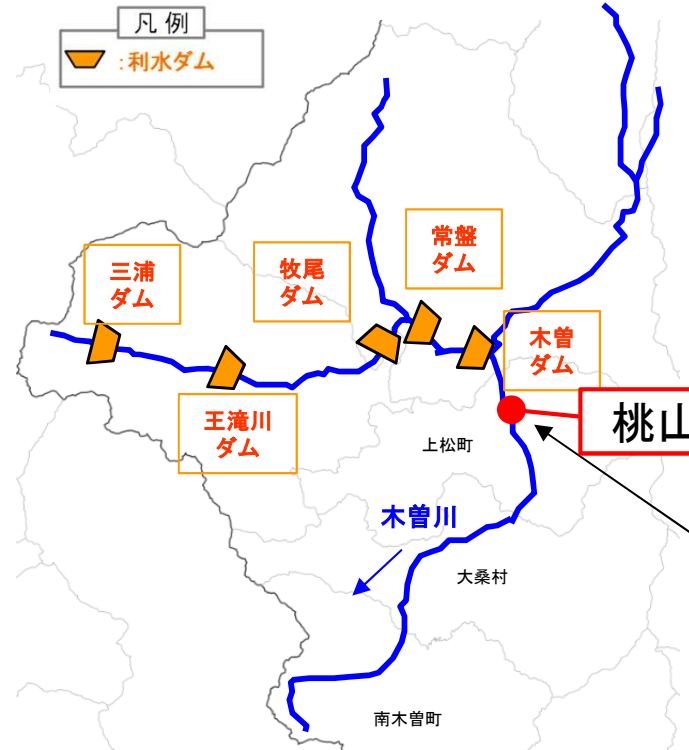
川の氾濫抑制 ダムに感謝 上松、南木曾、大桑の3首長

木曾町、王滝村境の水資源機構・牧尾ダムでは、ダム操作の経緯について数値で説明を受け、大雨の中で緊張を強いられる日々を続けてきた職員に感謝した。「梅雨明けまでもう少し。頑張っていたきたい」と激励した。

(市民タイムス 木曾 令和2年7月16日より一部抜粋)



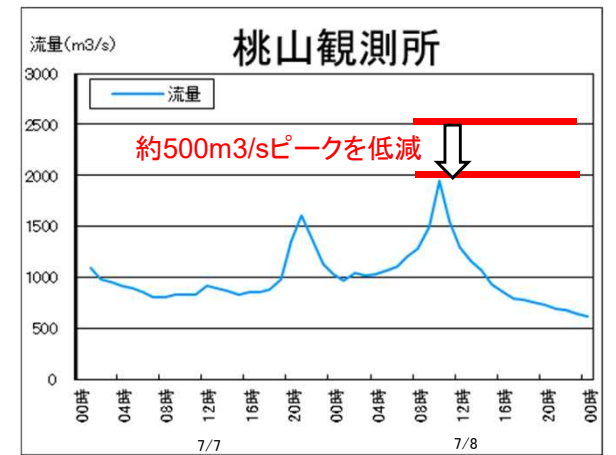
令和2年7月5日～8日



牧尾ダム(水資源機構: 農業・水道・工業用水道・発電)



桃山水位観測所



※本資料の数値は、速報値及び暫定値であるため、今後の調査で変わる可能性があります

【参考】 事前防災対策が後手に回ることによる社会経済等への損失 [阿武隈川]

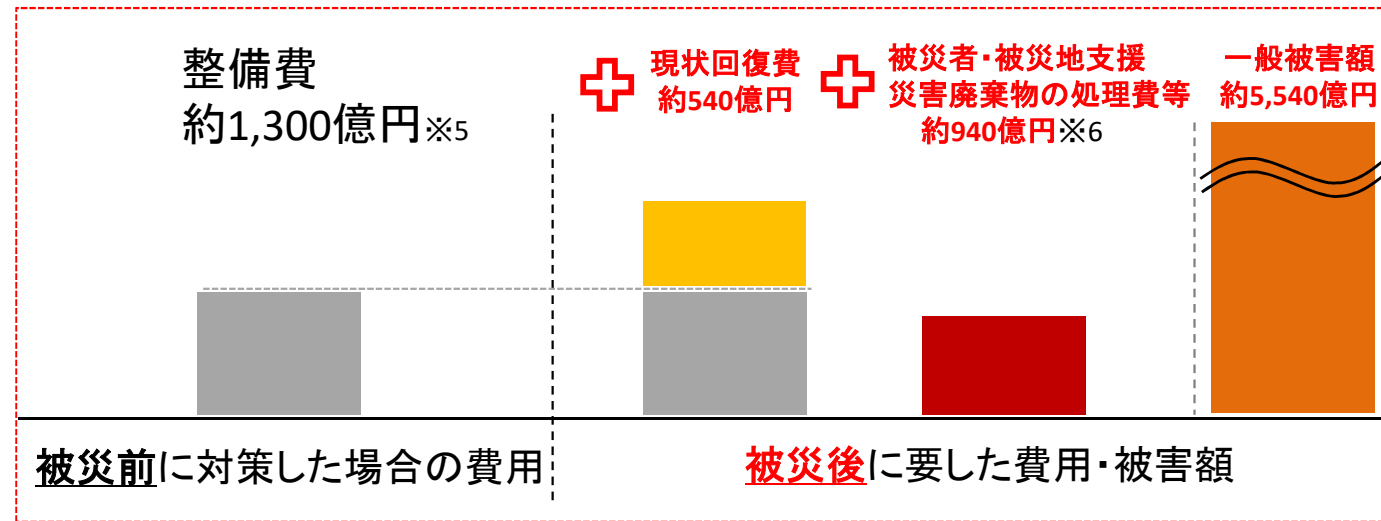
事前の防災対策による効果としては、

- ①被害を大きく軽減でき、特に人命を守ることにつながることや、
- ②災害後の復旧や被災者の生活再建等に係る負担、社会経済活動への影響などを軽減できるなどがあることから、後手に回ることのないよう、着実に対策を進める必要がある。



(令和元年東日本台風(台風第19号)での阿武隈川の事例)

- 阿武隈川水系阿武隈川等で堤防が決壊(福島県須賀川市)するなどにより、約114km²に及ぶ大規模な浸水が発生。
- 沿川市町では関連死を含めて30名の死者。^{※1※2}
1,459棟が全壊したうえ、大規模半壊・半壊が8,935棟に上った。^{※2※3}
- 浸水解消までに約6日間を要し、莫大な一般被害が生じた。^{※4}
- 郡山市内だけでも約600の企業が被災。被害額は約450億円に上った。^{※4}



※1 出典：福島県HP「令和元年台風第19号等による被害状況即報（第101報）（令和2年12月8日現在）」
URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/417337.pdf>

※2 出典：宮城県HP「令和元年東日本台風及び10月25日低気圧による災害に係る被害状況等について」
URL: <https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/816340.pdf> (令和2年9月30日現在)

※3 出典：福島県HP「福島県災害対策本部会議（第41回）（令和2年3月12日現在）」
URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/375211.pdf>

※4 出典：郡山市HP「令和2年度当初予算案の概要」
URL: https://www.city.koriyama.lg.jp/material/files/group/24/r20203_vosangaiyu.pdf

※5 令和元年東日本台風(台風第19号)後に再度災害防止のために阿武隈川において実施する河道掘削、遊水地、堤防整備等に要する費用(令和10年度完成前提)。また、阿武隈川支川における、福島県・宮城県の堤防嵩上げ、堤防強化等にかかる費用を含んでいる。

※6 阿武隈川沿川自治体からの聞き込みによるものであり、今後変更する場合もある。

【参考】 令和元年水害統計調査の被害額(暫定値)について

- 国土交通省では、昭和36年より、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額等（建物被害額等の直接的な物的被害額等）を暦年単位でとりまとめている。
- 令和元年の水害被害額（暫定値）は、全国で約2兆1,500億円となり、平成16年の被害額（約2兆200億円）を上回り、1年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大となった。
- 津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆8,600億円となり、平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円)を上回り、統計開始以来最大の被害額となった。

※ 確報値は、令和元年の家屋の評価額の更新及び都道府県からの報告内容の更なる精査等を行ったうえで、令和2年度末頃に公表予定

1年間の水害被害額(暫定値※)

◆全国 約2兆1,500億円

統計開始以来最大

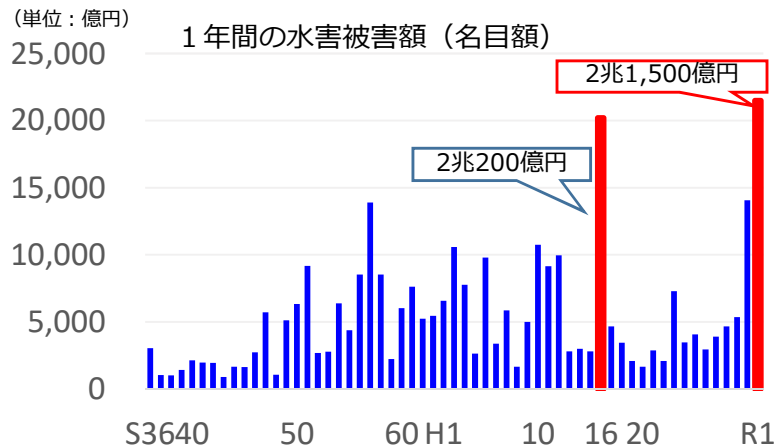
〔内訳〕

・一般資産等被害額	約1兆5,939億円（構成比74.2%）
・公共土木施設被害額	約5,233億円（構成比24.4%）
・公益事業等被害額	約304億円（構成比 1.4%）
計	約2兆1,476億円

<参考> これまでの最大被害額 平成16年の被害額（約2兆200億円）

◆都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおりです。

- ① 福島県（水害被害額：約6,716億円）
- ② 栃木県（水害被害額：約2,547億円）
- ③ 宮城県（水害被害額：約2,512億円）



主要な水害による被害額(暫定値)

◆令和元年東日本台風（被害額：約1兆8,600億円）

（令和元年10月11日～10月15日に生じた台風第19号による被害額）

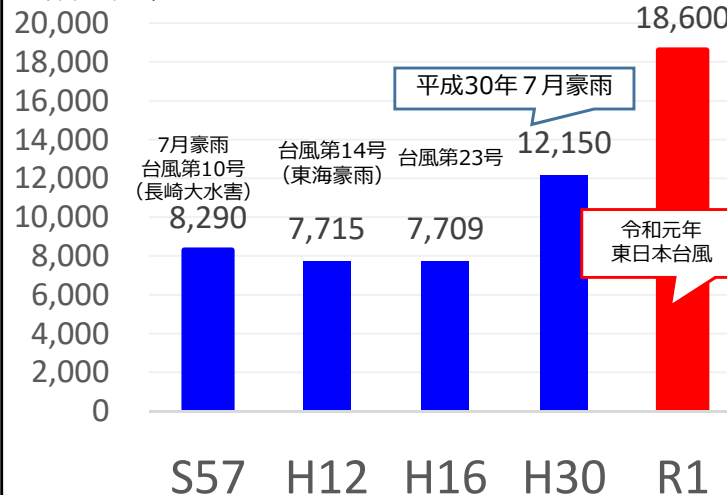
〔内訳〕

・一般資産等被害額	約1兆4,086億円
・公共土木施設被害額	約4,246億円
・公益事業等被害額	約272億円

<参考> これまでの最大被害額 平成30年7月豪雨による被害額（約1兆2,150億円）

津波以外の単一の水害による水害被害額（名目額）

（単位：億円）



統計開始以来最大

しなの ちくま
信濃川水系千曲川
(長野県長野市他)の氾濫状況



まるもり
土砂災害の状況 (宮城県丸森町)



あぶくま
阿武隈川水系阿武隈川
(福島県須賀川市他)の氾濫状況



防災・減災と国土強靱化

- ・ 激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務である。このため、防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。
- ・ デジタル技術を活用した危機管理、事前復興も踏まえた復旧・復興等の迅速化や防災専門家の育成等により地域防災力の向上を図り、防災に対する国民の意識・行動変革につなげる。
- ・ 昨年台風災害や令和2年7月豪雨も教訓に、長期停電や通信障害などを防ぐ無電柱化をはじめとした電気・水道等のインフラ・ライフラインや道路・鉄道ネットワークの耐災害性強化、大規模広域避難・要配慮者避難や中小河川も含めた浸水リスク情報の充実、学校等の防災機能強化など避難対策の強化、森林整備・治山対策、インフラ老朽化対策等を加速するとともに、気候変動による降雨量増大や海面上昇等を踏まえた水害・土砂災害対策や高潮・高波対策として、防災気象情報の高度化、堤防・ダム・砂防堰堤・ため池の整備、利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化、自然の持つ機能の活用、浸水被害防止対策、住まい方の工夫など、あらゆる関係者による流域全体での対策を実施する。TEC-FORCE等防災の体制・機能の拡充・強化を図る。
- ・ 2020年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、その実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る。3か年緊急対策後も中長期的視点に立って具体的 KPI（数値）目標を掲げ計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める
- ・ 感染症や災害対応に係る公衆衛生や医療体制の強化、消防防災力の充実に加え、病院船の活用の可能性等について、関係府省庁が協力し、調査・検討を行う。

近年の自然災害からの復興

- ・ 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年相次ぎ発生した災害に関し、被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力を尽くす。

持続可能な地方自治体の実現

- ・ 水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。

防災・減災、国土強靱化の推進

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ巨大地震など切迫化する大規模地震災害は、まさに「いつ起こるともわからない」危機であり、国民の命と財産を守り、持続的な成長基盤の構築にも資する防災・減災、国土強靱化の推進は引き続き喫緊の課題である。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラは老朽化が進行しており、災害等を機にこれらのインフラが毀損すれば、我が国の行政や社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。（中略）

府省庁や自治体、官民の垣根を越えて、防災・減災、国土強靱化に一体的に取り組み、災害に屈しない国土づくりを進めることとし、府省庁・官民連携による「流域治水」の推進など自然災害に対し、人命・財産の被害を防止・最小化するための対策や、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、経済・国民生活を支えるための対策を講ずるとともに、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、インフラの老朽化対策を加速する。同時に、国土強靱化を円滑・効率的に進めるためのi-Constructionなどデジタル化の推進や降雨予測精度向上、防災のデジタル・トランスフォーメーション等に強力に取り組む。（中略）

- 気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」の推進（河川、下水、砂防、海岸、森林・治山、農業水利施設等の整備、水田の貯留機能向上、ダムの事前放流の実施、国有地も活用した遊水地・貯留施設の整備等）（財務省、農林水産省、国土交通省）
- 災害時情報伝達手段の多重化・高度化（内閣府、総務省、国土交通省）
- 上下水道、石油製品、情報通信等ライフラインの耐災害性の強化（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）
- 河川・ダム、道路、鉄道、空港、港湾、ため池、農業水利施設、学校等の重要インフラに係る老朽化対策（文部科学省、農林水産省、国土交通省）
- 3次元モデルやカメラ画像等を活用したインフラの整備、管理などデジタル化の推進（国土交通省）

自然災害からの復旧・復興の加速

令和2年7月豪雨等の自然災害による被災者の生活・生業の再建や復旧・復興に向けて、引き続き全力で取り組む。・・・（中略）・・・また、被災したインフラや学校等の公共施設等について、速やかに本格的な復旧を図る。

- 河川、道路、鉄道等のインフラの災害復旧（国土交通省）

【参考】 令和3年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

単位：百万円

事 項	事 業 費						国 費					
	合 計 (A=B+C)	対 前 年 度 率 (A/D)	令 和 2 年 度 第 3 次 補 正	令 和 3 年 度	対 前 年 度 率 (C/D)	前 年 度 (D)	合 計 (A=B+C)	対 前 年 度 率 (A/D)	令 和 2 年 度 第 3 次 補 正	令 和 3 年 度	対 前 年 度 率 (C/D)	前 年 度 (D)
			(B)	(C)					(B)	(C)		
治 山 治 水	1,399,018	1.47	449,862	949,156	1.00	950,692	1,248,502	1.48	396,787	851,715	1.01	841,422
治 水	1,377,792	1.47	444,657	933,134	1.00	935,064	1,228,381	1.49	391,697	836,684	1.01	826,591
海 岸	21,227	1.36	5,205	16,022	1.03	15,628	20,121	1.36	5,090	15,031	1.01	14,831
住 宅 都 市 環 境 整 備	31,083	1.24	6,033	25,050	1.00	25,050	31,083	1.24	6,033	25,050	1.00	25,050
都 市 環 境 整 備	31,083	1.24	6,033	25,050	1.00	25,050	31,083	1.24	6,033	25,050	1.00	25,050
下 水 道	89,610	1.62	6,282	83,328	1.51	55,315	46,800	1.58	3,141	43,659	1.47	29,659
一 般 公 共 事 業 計	1,519,711	1.47	462,177	1,057,534	1.03	1,031,057	1,326,385	1.48	405,961	920,424	1.03	896,131
災 害 復 旧 等	621,766	10.79	559,189	62,577	1.09	57,609	<470,311> 468,611	<9.15> 10.30	<51,943> 418,368	<1.01> 50,243	<1.10> 1.10	<51,404> 45,514
災 害 復 旧	506,235	12.79	465,959	40,276	1.02	39,582	376,878	11.61	342,563	34,315	1.06	32,449
災 害 関 連	115,531	6.41	93,230	22,301	1.24	18,027	91,733	7.02	75,805	15,928	1.22	13,065
公 共 事 業 関 係 計	2,141,477	1.97	1,021,367	1,120,111	1.03	1,088,666	1,794,996	1.91	824,329	970,667	1.03	941,645
行 政 経 費	974	0.98	-	974	0.98	994	974	0.98	-	974	0.98	994
合 計	2,142,451	1.97	1,021,367	1,121,085	1.03	1,089,660	1,795,970	1.91	824,329	971,641	1.03	942,639

1. 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業に係る経費については、次頁の令和3年度水管理・国土保全局関係予算総括表（東日本大震災復興特別会計）に掲載している。
2. 国費の<>書きは、他局の災害復旧関係費の直轄代行分（令和3年度1,700百万円、前年度5,890百万円）を含む。
3. 本表のほか、
 - (1) 委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費として令和3年度24,530百万円、前年度20,842百万円
 - (2) 国有特許発明補償費として令和3年度0百万円、前年度0百万円
 - (3) 社会資本総合整備（令和2年度第3次補正 国費540,329百万円〔省全体〕、令和3年度 国費1,485,112百万円〔省全体〕）がある。
4. 前年度予算額には、臨時・特別の措置を含まない。
5. 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

【参考】 令和3年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

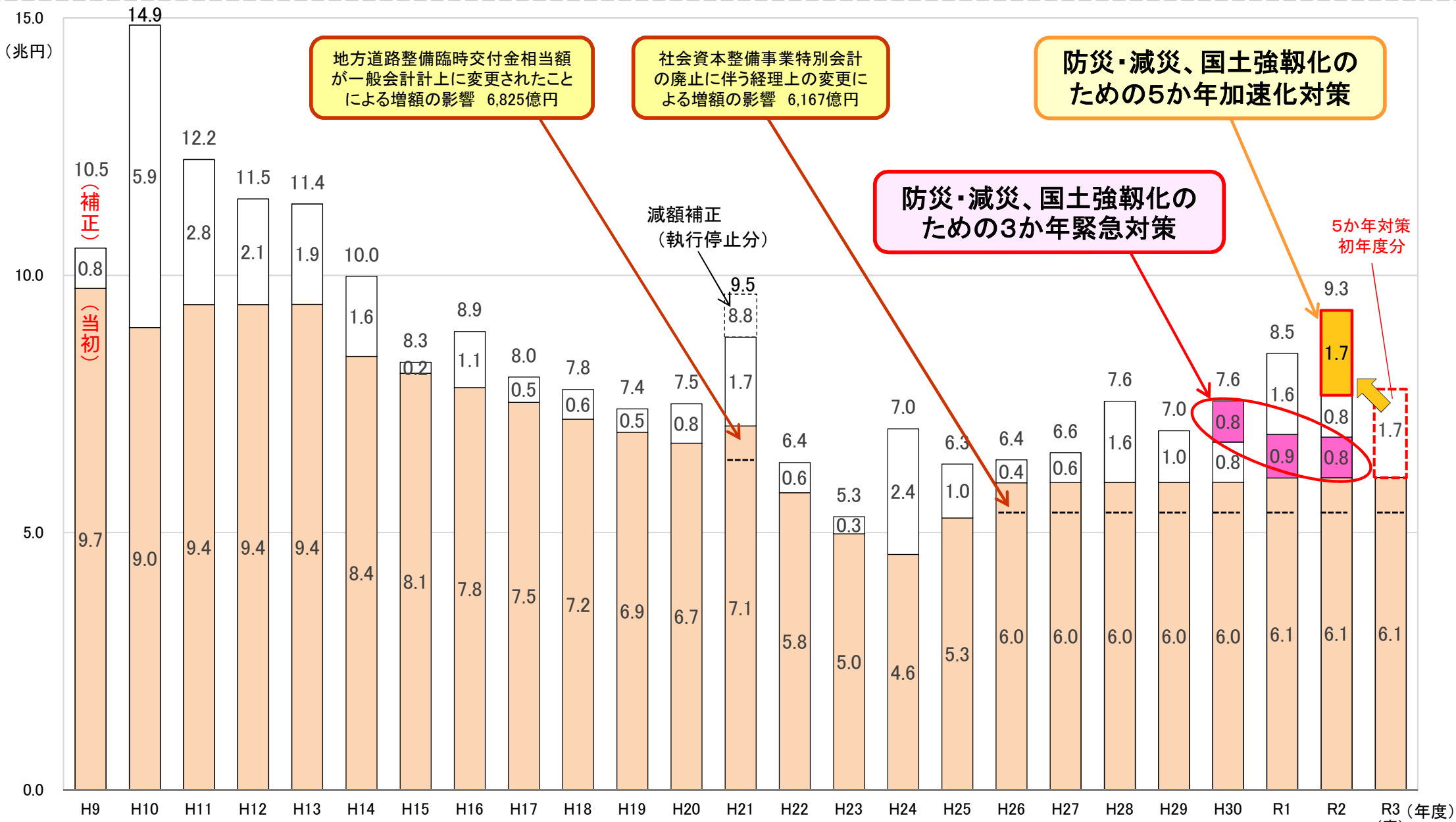
(東日本大震災復興特別会計)

単位：百万円

事 項	事 業 費			国 費		
	令 和 3 年 度 (A)	前 年 度 (B)	対 前 年 度 率 (A/B)	令 和 3 年 度 (C)	前 年 度 (D)	対 前 年 度 率 (C/D)
治 山 治 水	0	1,311	皆減	0	1,311	皆減
治 水	0	1,311	皆減	0	1,311	皆減
一般公共事業計	0	1,311	皆減	0	1,311	皆減
災 害 復 旧 等	8,932	58,772	0.15	7,433	56,421	0.13
災 害 復 旧	8,932	58,772	0.15	7,433	56,421	0.13
公共事業関係計	8,932	60,083	0.15	7,433	57,732	0.13

- 上記計数のほか、
 - 委託者の負担に基づいて行う附帯工事費として前年度635百万円
 - 社会資本総合整備（復興）（国費7,650百万円〔省全体〕）がある。
- 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

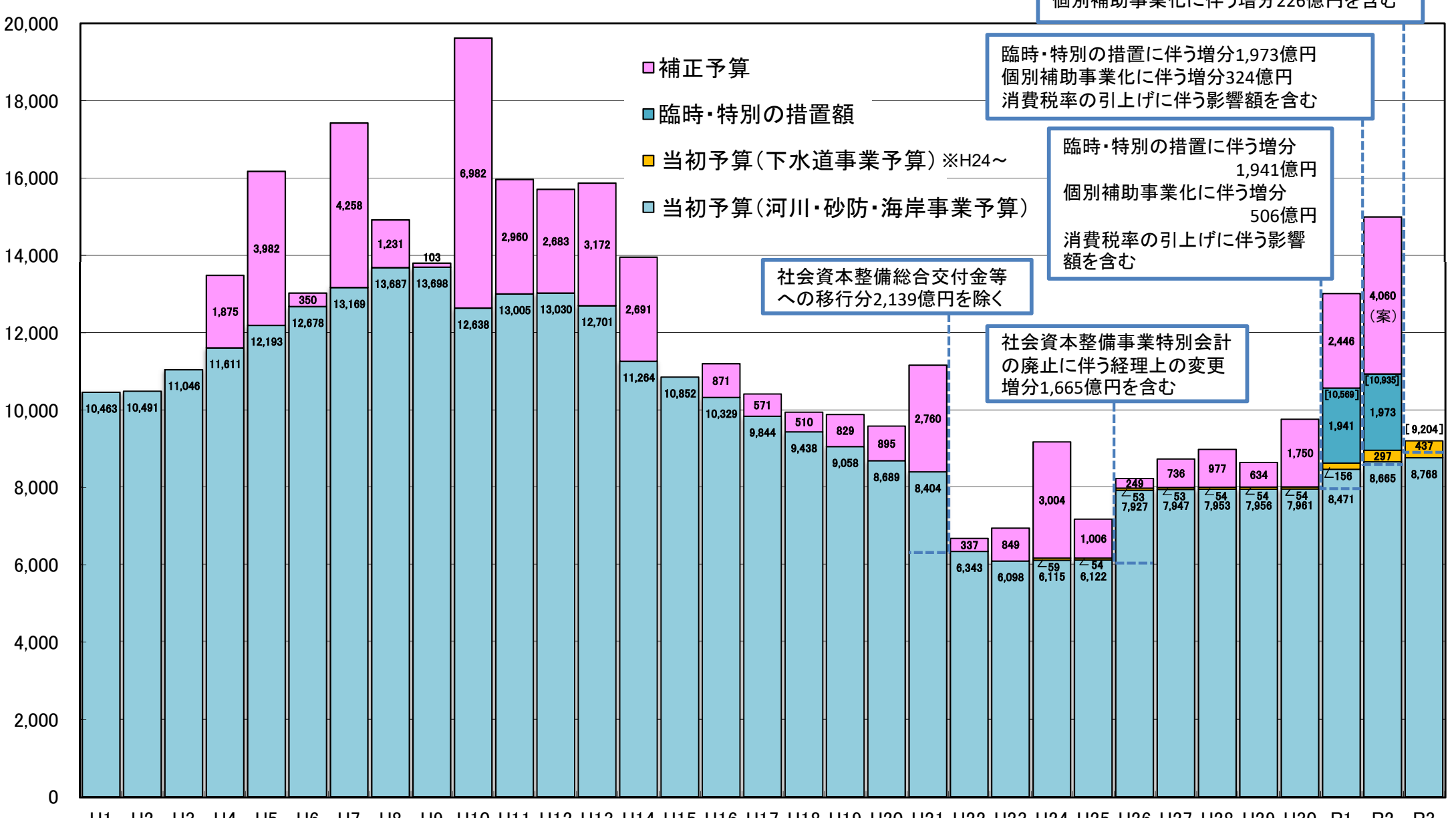
【参考】 公共事業関係費(政府全体)の推移



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。
 ※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 ※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分は、令和2年度第3次補正予算により措置する。(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」令和2年12月11日閣議決定)

【参考】 水管理・国土保全局関係予算の推移

(億円)



※災害復旧関係費、行政経費は除く。(下水道事業関係費についてはH24から)
 ※H22以降については、他に社会資本整備総合交付金等がある。
 ※[]は下水道事業予算、臨時・特別の措置を含めた水管理国土保全局関係の当初予算の計

個別補助事業化に伴う増分226億円を含む

臨時・特別の措置に伴う増分1,973億円
 個別補助事業化に伴う増分324億円
 消費税率の引上げに伴う影響額を含む

臨時・特別の措置に伴う増分1,941億円
 個別補助事業化に伴う増分506億円
 消費税率の引上げに伴う影響額を含む

社会資本整備総合交付金等への移行分2,139億円を除く

社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更増分1,665億円を含む

H23.7 水管理・国土保全局に改組
 下水道事業予算を含む

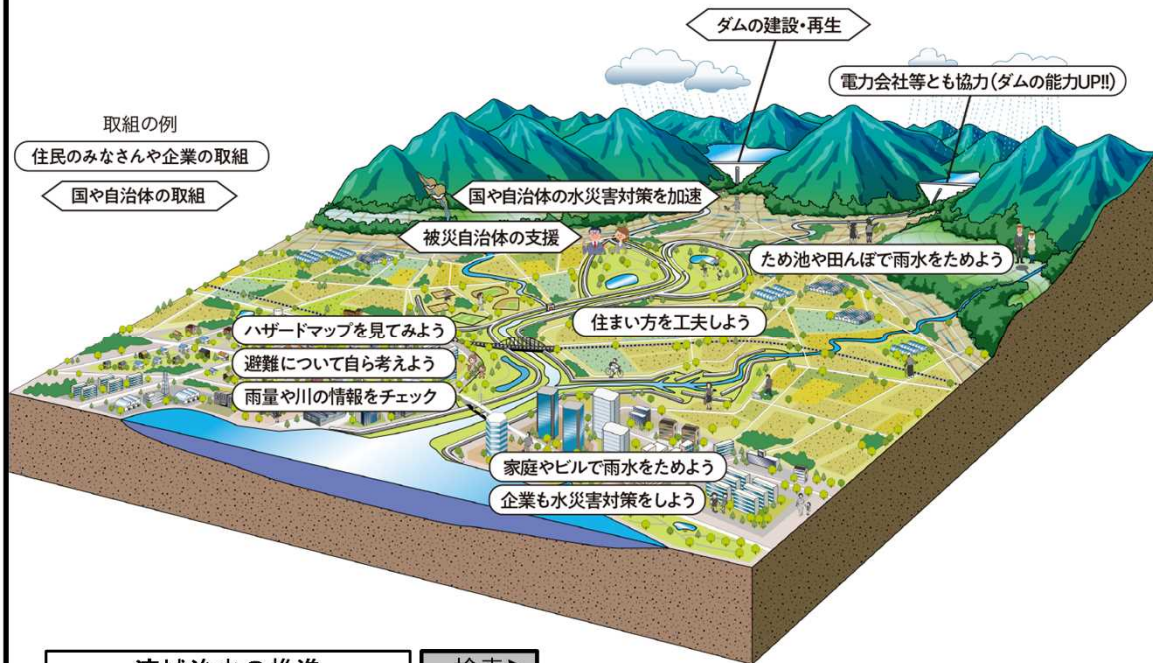
流域のあらゆる関係者で取り組む流域治水 流域治水の推進

近年、毎年のように水災害が発生し、全国各地で大きな被害が生じています。さらに気候変動によって、その危険性がますます高まっています。みなさんの暮らしや命を守るために、国や自治体はダム、堤防等の整備をより一層推進します。みなさんもハザードマップで危険な箇所や避難先を確認し、避難に備えるなど、流域の全員で水災害対策に取り組みましょう。



「令和元年東日本台風」による浸水被害(長野県長野市)

これからは流域のみんなで。



流域治水の推進

検索

